

参考2 わが国における製造物責任訴訟の一覧（提訴年順）

No.	裁判所	事件番号	提訴（控訴等）年月日	事件名	原告・被告・被控訴人	提訴（控訴等）内容	請求額	判決結果	判決（和解）年月日	確定控訴等	認容額（和解額）	争点（損害額を除く）	判決内容	出典
1-1	新潟地裁長岡支部	平7年（ワ）287号	1995/12/24	業務用紅茶紙バック容器指負傷事件	容器を使用した商品の購入者 容器製造会社および容器を使用した商品製造会社	原告が紙バック入りの業務用紅茶の容器を開けようとしたところ注出口が鋭利であったため、開封の際に左手親指を計10回負傷したとして、容器入り紅茶の製造会社と、容器製造会社を、共同不法行為及び製造物責任法に基づいて提訴した	91万円	棄却	1999/9/8	控訴	0万円	1. 製造物責任法適用の成否 2. 本件容器により原告が負傷したか 3. 本件容器及び本件商品の欠陥の有無および被告らの共同不法行為の成否	1. 製造物責任法適用の成否 被告らの当該製品の引渡し時期は、いずれも製造物責任法施行日前であるため、製造物責任法の適用はない。 2. 本件容器により原告が負傷したか 原告の傷跡と本件容器の形状とが一致せず、原告の主張する傷の内容も医学的な観点から矛盾があるため、本件容器によって原告が受傷したことを推認することはできない。 3. 本件容器及び本件商品の欠陥の有無および被告らの共同不法行為の成否（言及なし）	未公表※
1-2	東京高裁	平11（ネ）5289号	1999/9/22	業務用紅茶紙バック容器指負傷事件	容器を使用した商品の購入者 容器製造会社および容器を使用した商品製造会社	一審判決を不服として、一審原告が原判決の取り消し及び損害賠償を求めて控訴した。	91万円	棄却	2000/2/29	確定	0万円	1. 製造物責任法適用の成否 2. 本件容器により原告が負傷したか 3. 本件容器及び本件商品の欠陥の有無および被告らの共同不法行為の成否	原判決は相当であって、本件控訴は理由がない。	未公表※
2	札幌地裁	平8年（ワ）1937号	1996/8/8 製造物責任追加主張 1996/11/20	パイプ式融雪装置欠陥事件	電気工事会社 パイプ加工会社	原告が被告製造のヒートパイプ方式の融雪装置を販売したところ、販売融雪装置約70台の約半数で、パイプ先端部分の雪が溶けないというクレームが発生し、原告は融雪装置販売・設置事業から撤退せざるを得なくなるなどの損害を被った。原告は被告に対し、当初不法行為責任に基づく訴訟を提起したが、後に製造物責任法施行後に販売した1台について製造物責任法に基づく請求を追加した。	5,124万円	和解	(1999/11/19)		(不明)	-	-	未公表※
3	前橋地裁	平8年（ワ）622号	1996/11/18	カットペーコン急性胃腸炎事件	整体療術士 食品製造業者	原告がパチンコの景品で取得したカットペーコンをその場で食べたところ、発疹・下痢症状を来し、急性胃腸炎と診断され10日間通院した。病院が依頼した民間検査機関の検査によると、ペーコンに青カビが付着していた。	95万円	和解	(1998/6/15)		(不明)	-	-	未公表※
4	大阪地裁堺支部	平9（ワ）28号	1997/1/16	学校給食（O157）死亡事件	死亡した女兒の遺族 地方自治体	病原性大腸菌O-157に汚染された学校給食を食べた結果、女兒が死亡したとして、堺市に対して製造物責任法、債務不履行責任、国家賠償法、憲法29条3項の類推適用に基づき、損害賠償を求めて提訴した。	7,770万円	他の責任認容	1999/9/10	確定	4,537万円	被告の責任原因の有無	（製造物責任については判断されず） 本件集団食中毒及び児童が死亡した原因として、被害範囲等より学校給食の冷やしうどんが原因であったことが認められる。また、学校給食の特徴（児童側にこれを食べない自由及び献立の選択の余地はないこと、調理を学校側に全面的に委ねていること、学校給食に何らかの瑕疵等があれば直ちに生命・身体へ影響を与える可能性があること、学校給食を喫食する児童が抵抗力の弱い若年者であること）より、学校給食には、極めて高度な安全性が求められているというべきであり、万一、学校給食の安全性の瑕疵によって、食中毒を始めとする事故が起されれば、結果的に、給食提供者の過失が強く推定されるというべきである。（事実上の推定I-2-1、開発危険の抗弁I-2-2参照）	判例マスタ（1999-09-10-0001）
5	仙台地裁	平9（ワ）65号、379号	1997/1/22（併合） 1997/6/5	生ウニ食中毒事件	飲食店経営者および水産物販売業者 水産物仲卸業者	被告が中国から輸入・販売した生ウニを、原告が自分の飲食店で客に提供したところ、23名が腸炎ビブリオ菌による食中毒に罹患し、5日間の営業停止処分を受けた事件につき、製造物責任、不法行為、瑕疵担保責任、不完全履行に基づき損害賠償を請求した。	3,495万円	棄却	1999/2/25	確定	0万円	生うにが引き渡された時点で、食中毒を誘発するような欠陥ないし瑕疵があったか	中国における生うにの商品化の過程、輸入経緯、中央市場への輸送、買い付けから保管ならびに原告への引渡しのいずれの過程においても、ビブリオ菌が付着することはなかったと認められる。本件生うにが原告に引き渡された時点において、通常に食した場合に食中毒を誘発するような状態にあった、すなわち食品として欠陥ないし瑕疵があったことを認めることはできず、他にこれを認めるに足る証拠はない。従って、これを前提とする原告の主張は理由が無い。	未公表※

No.	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・被控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)内容	請求額	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(和解額)	争点(損害額を除く)	判決内容	出典
6-1	和歌山地裁	平9(ワ)26号	1997/1/22	プロパンガスボンベ爆発事件	家屋等の住人	プロパンガス供給業者	原告は、自宅に設置してあるガスコンロに点火したところ、元栓口付近から火が広がり、戸外に設置してあったプロパンガスボンベが爆発し、自宅全焼等の損害等が発生したのはプロパンガスの漏れが原因であったとして、プロパンガスの装置を設置し供給している被告に対し、債務不履行責任、土地工作物責任、製造物責任または使用者責任のいずれかに基づき損害額合計約1億円のうち2,500万円の支払いを求めた。	2,500万円	他の責任認容	2000/10/17	控訴	1,700万円	1. 火災の原因はプロパンガスのガス漏れによる引火か 2. 本件火災について被告に債務不履行責任、土地工作物責任、製造物責任、使用者責任はあるか(択一的)。うち製造物責任に関しては、ガス供給設備の製造物責任(被告はガス供給設備の製造業者にあたるか、ガス供給設備に欠陥はあったか)、ガス漏れ警報器の製造物責任(被告はガス漏れ警報器の製造業者にあたるか、ガス漏れ警報器に欠陥はあったか)があるか	本件火災はガス漏れの詳細こそ不明であるが、漏れたガスに引火して発生したものと認められる。火災はガス設備工事の5日後に発生しておりその間何らかの人為的要素が加わったことはうかがえないことから、ガス漏れは被告の下請け業者の不注意で起こったと推認され、被告は原告との間のプロパンガス供給契約上の債務不履行責任を負う。製造物責任を含むその他の責任については原告の主張は採用できない。	未公表※
6-2	大阪高裁	平12(ネ)3975号	控訴 2000/11/1、付帯控訴 2001/3/1	プロパンガスボンベ爆発事件	プロパンガス供給業者(農協)	家屋等の住人	ガス漏れによって火災が発生したとすれば、被控訴人の妻が供述するような「炎が床を這うように広がる」ことはありえないこと、ガスボンベの近くにあった南東角の柱より物置のあった東側の柱の焼きが強くガス元栓は南側にあったことからガスコンロあるいはガス元栓が発火場所であったことは考えにくいこと、ガス漏れによっては被控訴人が主張するようなガスボンベの爆発は生じないこと等から原判決の取消しを求めた。	原審認容額の取り消し	棄却	2001/12/20	上告	取り消しを認める	1. 本件火災の原因 2. 控訴人の責任原因	ガス漏れの事実は認められない。原判決を取り消す。	LEX/DB(2807184)
6-3	最高裁	不明	上告受理申立 2002/3/19	プロパンガスボンベ爆発事件	家屋等の住人	プロパンガス供給業者	-	2,500万円	不受理決定	2003/10/10	-	-	-	-	未公表※
7	東京地裁	不明	1997/2/5	台所用合成洗剤皮膚傷害事件	化粧品販売員	台所用洗剤製造業者	原告が台所用洗剤を使用したところ、両手に皮膚障害が発生し、化粧品販売業に支障をきたした。	70万円	和解	(1998/8/26)	-	(不明)	-	-	未公表※
8	京都地裁	平9年(ワ)287号	1997/5/13	駐車場リフト死亡事件	死亡した女性の遺族	駐車場経営業者、立体駐車場製造業者、立体駐車場販売業者	立体駐車場の1階にいた女性が、4階から下降してきたリフトの下敷きとなり、全身を打って死亡したのは、安全対策が十分とられていなかったものとして、女性の遺族が被告を訴えた。	1,815万円	和解	(1998/6/18)	-	(不明)	-	-	未公表※
9-1	浦和地裁 熊谷支部	平9(ワ)328号・平11(ワ)192号	1997/8/8	食品容器裁断機死亡事件	死亡した女性の内縁の夫、子供	油圧裁断機製造業者、合成樹脂成型加工販売業者	女性がプラスチック製食品容器を裁断して自動搬送する機械を操作中、自動搬送装置のリフトで荷崩れを起こした食品容器を除去しようとして身体を入れたところ、リフト上のコンベアと天井部分との間に頭を挟まれて死亡した。原告は機械に欠陥があるとして製造物責任に基づき油圧裁断機製造業者を、また、事故予防措置を取らなかったとして債務不履行ないし不法行為に基づき女性が勤めていた合成樹脂成型加工販売業者を訴えた。	5,712万円	他の責任認容	2000/6/29	控訴	1,490万円(油圧裁断機製造業者の責任は否定、被害者の雇用主である合成樹脂成型加工販売業者の責任を認定)	1. 本件裁断機の欠陥の有無 2. 被告合成樹脂成型加工販売業者が安全配慮措置を講じなかった過失の有無等	1. 製品に欠陥があったか 荷崩れを直すために本件リフトが上昇する直前にその上半身等を入れることが適正でない使用であることは、作業者は認識可能であり、その危険の防止は当該機械を利用する事業者の責任領域にあるといえる。また、設計上の欠陥、警告上の欠陥があるとまではいえない。本件裁断機は、通常有すべき安全性を欠いているとまでいうことはできず、製造物責任法所定の「欠陥」があるというには足りず、また「欠陥」による本件事故が発生したということもできない。 2. 事業者には過失があったか 迅速に作業を進めることを優先させるために、比較的明らかな危険であっても、作業者が本件リフトが上昇する前にその上半身に身体を入れて荷崩れを直すということは、被告合成樹脂成型加工販売業者は予見できる。従って、被告合成樹脂成型加工販売業者としては本件リフトの上昇に伴い、生命・身体等に危険が及ばないように措置を講ずべきであったところ、十分な指導・教育等を行っておらず、注意義務違反(過失)がある。この過失との本件事故の因果関係は肯定できるため、本件事故により生じた損害を賠償すべき不法行為責任を負う。ただし、死亡した従業員の過失があったため7割の過失相殺をする。	未公表※

No.	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・被控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)内容	請求額	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(和解額)	争点(損害額を除く)	判決内容	出典
9-2	東京高裁	平12(ネ)4148号	2000/7/19、2000/7/26	食品容器裁断機死亡事件	死亡した女性内縁の夫、子供、合成樹脂成型加工販売業者	油圧裁断機製造業者、合成樹脂成型加工販売業者、死亡した女性内縁の夫、子供	女性がプラスチック製食品容器を裁断して自動搬送する機械を操作中、自動搬送装置のリフトで荷崩れを起こした食品容器を除去しようとして身体を入れたところ、リフト上のコンベアと天井部分との間に頭を挟まれて死亡した。原告は機械に欠陥があるとして製造物責任に基づき油圧裁断機製造業者を、また、事故予防措置を取らなかったとして債務不履行ないし不法行為に基づき女性が勤めていた合成樹脂成型加工販売業者を訴えた。原審では製造物責任に基づく油圧裁断機製造業者への請求は棄却し、不法行為に基づく合成樹脂成型加工販売業者への請求は認めたが、死亡した従業員の過失を認定し7割の過失相殺をした。原審原告と合成樹脂成型加工販売業者がそれぞれ控訴した。	5,712万円	PL一部認容	2001/4/12	上告	2,408万円(被告2社の責任を認定)	-	本件機械で、荷崩れ品を除去する方法として予定されていたリフトが最上部で停止した時点で除去する方法は実際には不可能であるし、また、機械を停止させて除去する方法は作業効率から言えば看過できないものであり、これらの方法は適切なものでなかった。また、リフト部分に手足や身体を入れるのが容易な構造となっていることも考え合わせると、作業者が作動中のリフトに手や身体を入れて荷崩れ品を除去しようとするのは十分に予見できる。また、機械を停止せずに安全に荷崩れ品を除去するようなシステムにすることは十分可能であったこと等から、本件機械には欠陥があった。雇用主の責任については、原判決と同様に認め、被害者の過失割合を5割と認定する。	判例時報1773号45頁
9-3	最高裁	不明	上告受理申立2001/4/24	食品容器裁断機死亡事件	不明	不明	-	不明	不受理決定	2002/6/28		-	-	未公表※	
10	仙台簡裁	不明	1998/1/22	耳ケア製品難聴事件	飲食店経営者	耳ケア製品輸入販売業者	原告が、被告の代表取締役がテレビに出演して、キャンドルタイプの耳ケア製品で大量の耳垢が取れたとして宣伝するのを見て、同製品を購入し使用したところ、両耳にかゆみと難聴が発生した。	60万円	和解	(1998/5/7)		(不明)	-	-	未公表※
11	東京地裁	不明	1998/3/2	ルームエアコン漏電事件	情報通信事業者	エアコン製造業者、エアコン設置業者	賃貸住宅に設置されていたエアコンの露取り装置の不具合が原因で漏電が生じ、パソコンに入力していた大量のデータが喪失し、事業を1年間休業せざるをえなくなった。	420万円	取下	(1998/9/7・取下)		0万円	-	-	未公表※
12-1	名古屋地裁	平10(ワ)2443号	1998/5/15	オレンジジュース異物混入事件	傷害を被った女性	飲食物製造販売業者	原告が昼食用に購入したオレンジジュースをストローで飲み始めたところ、異物で喉に傷を負ったとして、飲食物製造販売業者に対して、製造物責任、債務不履行(売買契約における安全配慮義務違反)、不法行為に基づいて、受傷によって被った精神的苦痛に対する慰謝料を請求した。	40万円	PL一部認容	1999/6/30	控訴	10万円	1. 原告は、喉頭部を負傷したか。 2. 原告の受傷は本件ジュースを原因とするものか。	1. 本件ジュースの製造工程及び原告の購入時・購入後の行動及び診断した医師の診断書等により、原告が受傷をしたことを認める。 2. 原告は、①本件ジュースを飲んだ直後に、喉に受傷していること、②被告が本件ジュースを販売してから、原告がそれを飲むまでの間に、本件ジュースに、喉に傷害を負わせるような異物が混入する機会はなかったと考えられること、③原告は、本件受傷当時、歯科治療を受けておらず、また、ハンバーガーやフライドポテトを全て食べ終わってから本件ジュースを飲んでおり、原告の口腔内にあらかじめ異物が存在していたとは考えられないことなどからすれば、本件受傷は、本件ジュースに混入していた異物を原因とするものと認められる。(事実上の推定I-2-1参照) 3. 本件ジュースに、それを飲んだ人の喉に傷害を負わせるような異物が混入していたということは、ジュースが通常有すべき安全性を欠いていたということであるから、本件ジュースには、製造物責任法上の「欠陥」があると認められる。異物は発見されず、異物が何であったかについては不明なままであるが、それがいかなるものであろうと、ジュースの中に飲んだ人に傷害を負わせるような異物が混入していたという事実(本件ジュースに「欠陥」が存在したこと)自体は明らかである以上、異物の正体が不明であることは、事実の認定に影響しない。 4. 原告は本件受傷により、相当な精神的、肉体的な苦痛を被ったものと認められ、これに対する慰謝料を認める。	金融・商事判例1071号11頁、判例時報1682号106頁
12-2	名古屋高裁	不明	1999/7/13	オレンジジュース異物混入事件	不明	不明	不明	不明	和解	(2000/5/10)		(30万円)	-	-	未公表※

No.	裁判所	事件番号	提訴（控訴等）年月日	事件名	原告・被控訴人	被告・被控訴人	提訴（控訴等）内容	請求額	判決結果	判決（和解）年月日	確定控訴等	認容額（和解額）	争点（損害額を除く）	判決内容	出典
13-1	青森地裁	平10(ワ)207号	1998/6/23、1998/9/28 製造物責任追加主張	コンピュータプログラム税金過払い事件	食品製造業者	コンピュータシステム製造業者、オフィスコンピュータリース業者	食品製造販売業者である原告が、売上金などの管理をするための販売管理システムを導入したオフィスコンピュータを使用していたところ、プログラムミスにより法人税などの税金を多く払いすぎそのうち還付されなかった部分について損害を受けたとして、債務不履行、製造物責任または不法行為によりシステムプログラム製造業者とオフィスコンピュータリース会社に対し損害の賠償を請求した。	1,392万円	棄却	2001/2/13	控訴	0万円	原告は、プログラムの内容につき責任を負うか	問題のプログラムは、被告の社員が原告の社員の依頼により、別の原告社員が作成したプログラムをもとにサービスの趣旨で作成したものにすぎず、本システムを構成するプログラムとして提供されたものではないうえ、誤計算が生じたのはプログラムの欠陥によるものではなく、原告がプログラム実行前に元データの出力処理を誤ったことによるものである。	未公表※
13-2	仙台高裁	平13(ネ)114号	2001/2/23	コンピュータプログラム税金過払い事件	食品製造業者	コンピュータシステム製造業者、オフィスコンピュータリース業者	問題のプログラムを新たに作成しなければならなかったのは、作成者が誰であれ更新前のプログラムを被控訴人が保存しておかっただけであり、本件事事は被控訴人の義務の懈怠により生じたという主張を加えて控訴した。	1,392万円	棄却	2002/3/8	確定	0万円	原告は、プログラムの内容につき責任を負うか	原審の判断の通りである。また、システムの更新に当たって控訴人が作成したプログラムの措置は控訴人が自ら判断すべきであり、移行を希望するなら被控訴人に申し出るべきところ、控訴人が被控訴人に移行を依頼したとは認められないから、被控訴人の保存義務も移行義務も認めることはできない。	未公表※
14	東京地裁	平10(ワ)23176号	1998/7/21原告所在裁判所提訴、1998/10/9裁判所移送	化粧品皮膚傷害事件	皮膚障害を負った女性	化粧品製造販売業者、販売百貨店	原告は、敏感肌にも安心である旨の記載がある化粧品を百貨店で購入し使用したところ、医師から接触性皮膚炎を生じたと診断されたので、化粧品に指示・警告上の欠陥があると、化粧品製造販売業者を製造物責任、不法行為に基づき、百貨店を不法行為、債務不履行に基づき訴えた。	660万円	棄却	2000/5/22	確定	0万円	1. 本件皮膚障害は、本件化粧品の使用によって生じたものか。 2. 本件化粧品の指示・警告上の欠陥の有無、被告化粧品製造販売業者の不法行為責任の成否 3. 被告百貨店の不法行為責任又は債務不履行責任の成否	1. 本件皮膚障害は、本件化粧品の使用によって生じたものか 本件皮膚障害（顔面の皮膚障害）の原因の全てが本件化粧品の使用によるものとはいえないとしても（アトピー性皮膚炎や真菌症の症状も混在している可能性は否定できない。）、少なくとも、本件化粧品の使用は、顔面の皮疹の症状を発生させ、増悪させる因子の一つとして働いたものと認められる。 2. 本件化粧品の指示・警告上の欠陥の有無、被告化粧品製造販売業者の不法行為責任の成否 本件化粧品について、指示・警告上の欠陥を認めることはできず、原告の被告化粧品製造販売業者に対する製造物責任法に基づく損害賠償請求はその余の点について判断するまでもなく理由がない。 3. 被告百貨店の不法行為責任又は債務不履行責任の成否 本件化粧品自体が通常有すべき安全性を欠いていたと認めることも、本件化粧品の指示・警告に欠陥があったと認めることもできないので、本件化粧品を販売した被告百貨店に不法行為責任又は債務不履行責任が成立する余地はない。したがって、原告の被告に対する損害賠償請求は理由がない。	判例時報1718号 判例マスタ(2000-05-22-0001)
15	神戸地裁	不明	1998/7/22	手術用縫合糸死亡事件	死亡した男性の遺族	手術用縫合糸輸入販売業者	病院にて、左頸動脈内膜剥離手術を受けた男性が、手術から2日後に縫合部分からの大量出血により死亡した。男性の遺族が、病院に対して損害賠償請求訴訟を提起したが、その訴訟において病院側が「死亡の原因は縫合糸が切れたため」と主張したため、病院に対する訴訟とは別に、製造物責任法に基づき、輸入販売業者を訴える訴訟を起した。	4,962万円	取下（和解）	(1999/2/10・請求放棄)	-	-	-	-	未公表※

No.	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・被控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)内容	請求額	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(和解額)	争点(損害額を除く)	判決内容	出典
16-1	名古屋地裁	平10(ワ)4064号	1998/10/8	輸入漢方薬副作用事件①	主婦2名	漢方薬輸入販売業者	原告は、冷え性治療のために通院していた開業医から中国天津製の漢方薬を処方され服用したところ、慢性腎不全になったとして、輸入業者を製造物責任法および不法行為により訴えた。後日、輸入業者は本品を自主回収した。	8,160万円	他の責任認容	2002/4/22	控訴	3,353万円	1. 製造物責任法上の責任はあるか 2. 不法行為責任はあるか	1. 製造物責任法上の責任 アリストロキア酸を有する本製品は一時に多量の投与がなされた場合でなくても、投与が長期間にわたる場合には腎機能障害を発生させる可能性を有する(事実上の推定I-2-1参照)。しかし製造物責任法施行以降に服用したものは多くはなく、本製品の長期服用で腎不全に罹患したとしても、製造物責任法施行以降に引き渡されたもののみ起因すると断じることが困難であるため、製造物責任法施行以降に引き渡されたものと腎不全罹患との因果関係を肯定することはできない。したがって製造物責任法に基づく請求は理由がない。 2. 不法行為責任 被告は症例報告等から本製品の危険性を認識することができ(開発危険の抗弁I-2-2参照)、添付文書への記載により損害の発生を回避することができたが、それを尽くしていなかったのであるから、安全性を確保すべき義務を怠ったというべきであり、被告の行為には過失があった。	判例時報1866号108頁、判例マスター(2002-04-22-0002)
16-2	名古屋高裁	不明	原告2002/5/1 被告2002/5/7	輸入漢方薬副作用事件①	両者	両者	不明	不明	和解	(2003/6/20)		(不明)	-	-	未公表※
17	水戸地裁	不明	1998/10/30	こんにやく入りゼリーの窒息死事件	死亡した男児の遺族	食品製造業者	男児がこんにやく入りゼリーを食べて喉につまらせ窒息死した。	5,945万円	和解	(2001/2/23)		(不明)	-	-	未公表※
18	長崎地裁	不明	1998/11/9	エアバッグ指骨折事件	脳外科医	自動車輸入業者、販売業者	原告が乗用車を運転中に、エアバッグ噴出の警告サインが出ていることに気づき停車したところ、エアバッグが突然噴き出したために親指を骨折した。脳外科医としての機能が損なわれたとして被告を訴えた。	2億1,096万円	和解	(2000/2/29)		(不明)	-	-	未公表※
19	鹿児島地裁	不明	1998/12/14	電気ジャーボット火傷事件	火傷した女児	電気ボット製造業者、販売業者	原告が生後10ヶ月当時に、つかまり立ちをしようとして電気ボットのふたの開閉器レバーに手をかけたところ、ボットが倒れてふたが開き、胸や腹、足などに熱湯を浴び大火傷を負った。原告は、設計上の安全性の配慮が欠如しており、危険性についての警告表示も無かった、として被告を訴えた。	2,521万円	和解	(1999/9/27)		(800万円)	-	-	未公表※
20	東京地裁	平11(ワ)3321号・平12(ワ)1851号・平12(ワ)24997号	1999/2/15(第1事件)、2000/2/1(第2事件)、2000/11/28(第3事件)、3事件を併合(併合日不明)	輸入瓶詰めオリーブ食中毒事件	レストラン客(第1,2事件)、レストラン従業員・経営者(第2事件)、レストラン(法人・第3事件)	オリーブ輸入業者(第1事件)～3事件)、レストラン従業員(第2事件)、レストラン(法人・第3事件)	イタリアンレストランで、客、従業員、経営者がイタリアから輸入された瓶詰めオリーブを食べたところ、B型ボツリヌス菌による食中毒に罹患した。(第1事件)客の1人がレストラン経営者及びオリーブ輸入業者に対し、債務不履行又は製造物責任法に基づき、治療費及び慰謝料等の損害の賠償を求めた。(第2事件)他の客およびレストラン従業員は、オリーブ輸入業者に対し、製造物責任法に基づき、治療費及び慰謝料等の損害の賠償を求めた。(第3事件)レストラン(法人)は、オリーブ輸入業者に対し、製造物責任法に基づき、営業損害及び信用損害の賠償を求めた。	1,470万円(第1事件)、1,321万円(第2事件)、1,719万円(第3事件)	PL一部認容	2001/2/28	確定	(不明)	1. 本件オリーブから検出されたB型ボツリヌス菌及びその毒素は、本件瓶の開封前から存在していたのか、本件瓶の開封後に混入したのか。 2. レストラン経営者の注意義務違反の有無	本件オリーブから検出されたB型ボツリヌス菌及びその毒素は本件瓶の開封後に混入したのではなく本件瓶の開封前から存在していたものであるとの推認を覆すのに十分な証拠がないことから、本件オリーブから検出されたB型ボツリヌス菌及びその毒素は、本件瓶の開封前から存在していたものであると認められる。(事実上の推定I-2-1参照) レストラン経営者は、本件同一製品(小瓶)を購入し試食したが何らの問題も生じなかったため、本件オリーブ(大瓶)を購入して本件レストランの客に提供することにしたというのであって、一応の注意を払った上で、本件オリーブの提供に臨んだことが認められる。また、原告は、レストラン経営者の注意義務違反を基礎付ける具体的事実について、何ら主張、立証していないことから、レストラン経営者の注意義務違反は認められない。	判例タイムズ1068号181頁、判例マスター(2001-02-28-0016)

No.	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・被控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)内容	請求額	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(和解額)	争点(損害額を除く)	判決内容	出典
21	大阪地裁	平9(ワ)5064号	不明	自動車エアバッグシステム不動作事件	死亡した男性の遺族	自動車輸入販売業者、自動車ディーラー	普通乗用自動車を運転中、ハンドル操作を誤って電柱に衝突させて重傷を負い、その約1年9か月後に死亡した者の相続人である原告が、上記事故の際エアバッグシステムが作動しなかったことにつき、当該エアバッグシステムが通常有すべき安全性を欠き、また、被告らが保証した性能を欠いていたなどとして、輸入販売業者に対しては不法行為責任(製造物責任・不実表示責任)及び契約責任(保証責任)に基づき、ディーラーに対しては、契約責任(債務不履行責任)に基づき、損害賠償(含遅延損害金)を請求した。	9,995万円	棄却	2003/3/31		0万円	1. 輸入販売業者の製造物責任 2. 輸入販売業者の安全確保義務違反 3. 輸入販売業者の不実表示責任 4. ディーラーの責任	1. 輸入販売業者の製造物責任 シートベルトだけで運転者等を保護できるような低速度での衝突の場合には、エアバッグシステムは作動しない設定とするのが相当であり、オーナーズハンドブックには、「車両の横転や横方向からの衝突、または追突された場合に、ドライバーを保護するものはシートベルトです。」との記載があるため、一般消費者もエアバッグシステムの不動作があり得ること等は十分理解でき、一般消費者のエアバッグシステムに対する信頼の保護も、その限度で考慮されるべきである。本件エアバッグシステムが、本件のような事故の際に発生する減速度では作動しない設計となっていたことをもって、本件エアバッグシステムを含めて本件車両が通常有すべき安全性を欠いていたと認めることはできないから、被告輸入販売業者に安全性確保義務違反が存在するとはいえない。 不実表示責任は米国における無過失責任の法理であるが、我が国の不法行為法の解釈として直ちに認められるものではない。仮に万一、適用の検討余地があるとしても、オーナーズハンドブック記載の表示は不実表示とは断定できないし、本件事故態様がオーナーズハンドブック記載の作動条件に合致するとは直ちにいえなく、米国の第2次リステイトメント402B条においても、消費者の不実表示への信頼と損害発生との間に相当因果関係を要するところ、本件の死亡した運転者がオーナーズハンドブックの記載を信頼したが故に本件車両を購入したとか、あるいは本件事故が惹起されたとかの相当因果関係の存在を認めるに足りる証拠がない。 原告は、米国における保証責任の法理を採用すべきであるとして、被告輸入販売業者が、オーナーズハンドブックで本件事故態様においてはエアバッグシステムの作動を保証していたので、契約責任としての保証責任を負うと主張するが、この保証責任も無過失責任とされているだけでなく、直接の契約関係がない者が被った損害について、契約責任として損害賠償債務を負うと解するこの法理は、我が国の実定法の解釈としては採用しがたい上、仮に採用することができるとしても、オーナーズハンドブックでは、本件事故態様においてエアバッグシステムの作動を保証していたとは認めがたいので、いずれにしても、保証責任法理の適用はできない。 2. ディーラーの責任 本件エアバッグシステムは通常有すべき安全性を備えているのであるから、被告ディーラーが、オーナーズハンドブックにおいて、エアバッグシステムが通常有すべき安全性を超える安全性を本件エアバッグシステムが具備することを保証する旨の特段の合意(特約)を行い、かつ、この特約に約束された安全性が欠けるときには欠陥に基づき惹起された損害賠償に応じる趣旨であったとする原告の主張は認められない。	判例マスタ(2003-03-31-0016)
22-1	長崎地裁	平11(ワ)92号	1999/3/12	竹材害虫発生事件	竹材を使って建てた家屋の所有者	竹材製造販売業者	新築した木造住宅に大量の害虫が発生したことについて、竹材販売業者である被告が伐採業者から購入し販売した竹材に原因があるとして、竹材を土壁内の竹組として使用した建物の所有者である原告が製造物責任及び債務不履行責任に基づく損害賠償請求を行った。	1,913万円	P.L.認容	2002/5/29	控訴	1,913万円	1. 本件竹材は、製造物責任法2条の製造物といえるか。 2. 本件竹材に、製造物責任法2条の欠陥があるといえるか。 3. 被告は債務不履行責任を負うか。	薬剤で防虫対策をしたことは、竹材に手を加えてその本質を保持しつつこれに新しい属性又は価値を付加するものといえ加工にあたるから製造物責任法第2条の製造物といえる。防虫対策を施したか否かの表示を行っておらず、そして防虫対策が不十分な状態で被害が生じたことからすると、一般の社会通念に照らして竹材に要求される防虫対策が講じられておらず、竹材に当然備えられているべき安全性を欠いているものといえ、欠陥があるといえる。製造物責任が認められるので債務不履行については判断しない。	未公表※
22-2	福岡高裁	平14(ネ)616号	2002/7/11	竹材害虫発生事件	竹材製造販売業者	竹材を使って建てた家屋の所有者	新築した木造住宅に大量の害虫が発生したことについて、下地用材料として被告が原告らに販売した竹材に原因があるとして、製造物責任及び債務不履行責任に基づく損害賠償請求を行った事案につき、原審では原告の訴えが認められたが、それを不服として原判決の取り消しを求めて、原審被告が控訴した。	原審認容額1913万円の取り消し	P.L.認容	2005/1/14	確定	取り消しを認めない	1. 本件丸竹は、製造物責任法2条1項の「加工された動産」に該当するか。 2. 本件丸竹には、同法2条2項の「欠陥」があるか。 3. 本件丸竹を売り渡した控訴人には、債務不履行責任があるか。	自然産物である竹については、防虫処理を施すことにより、竹材としての属性又は価値が付加された製品となるのであり、製造物責任法2条にいう「加工された動産」に該当する。 竹材製造販売業者は、本件丸竹が建築資材として使用されるものとして売り渡したが、十分な防虫処理が行われておらず、害虫による危険性等について告げていなかったのであるから、たとえ害虫による加害が丸竹納入後に発生したとしても通常有すべき安全性を欠いていたと認められる。	判例タイムズ1197号289頁、判例マスタ(2005-01-14-0001)

No.	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・被控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)内容	請求額	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(和解額)	争点(損害額を除く)	判決内容	出典
23	金沢地裁	平11年(ワ)273号	1999/5/25	ベビーシューズ転倒事件	ベビーシューズを履いていた幼児(当時1歳5ヶ月)	ベビーシューズ製造販売業者	幼児(原告)が履いていたベビーシューズが脱げて転倒し、顎を打ちつけて前歯を1本折ったのは、ベビーシューズの甲の部分止めるマジックテープがはがれやすく、マジックテープがはがれた時に脱げるのを防ぐ機能がないという欠陥があるとして、製造物責任法及び不法行為に基づき、治療費や慰謝料等の支払いを求めてベビーシューズ製造販売業者を訴えた。	104万円	棄却	2001/7/17	確定	0万円	1. 靴の欠陥の有無 2. 靴と転倒事故との因果関係の有無	靴が脱げないように足をホールドする甲部分のゴムの位置が設計した位置から外れていると原告は主張するが、原告主張の測定方法は適切さを欠き本件甲部分のゴムは設計位置に存するものと認められること、たとえ甲部分のゴムが設計位置にあったとしてもその位置は足をしっかりと捕捉できる位置より前方であると原告は主張するが、靴の中で足が前に行くことにより甲部分のゴムの位置は後方にずれること等から、甲部分のゴムに欠陥の存在を認めることはできない。また甲部分の面ファスナーが片側にしかないことでファスナーに足をホールドする機能を果たさないような欠陥が存するという原告の主張は、面ファスナーが付随的に足をホールドする機能を有するに過ぎないことからするとそもそもその前提において誤っている。したがって本件靴に欠陥が存するということはできない。	未公表※
24	大阪地裁	平11(ワ)8053号	1999/7/30	米国製キャンピングカー雨漏り事件	自動車所有者の夫婦	自動車製造業者、自動車改造業者	原告が購入したキャンピングカーに雨漏りがした。雨漏りが生ずることは、キャンピングカーの欠陥であるとして、ベース車体部分を製造した米国自動車製造業者及び架装を行った改造業者に対し、製造物責任法及び民法709条に基づき、精神的苦痛及び本件車両の残代金の立替金の返済額等の返還を求めて提訴した。なお、本件は、1999年7月に、被告らに対するものに加え、本件キャンピングカーの輸入業者Aに製造物責任及び不法行為責任に基づく損害賠償を、販売業者B及びキャンピングカー購入代金の信販業者Cに不法行為責任に基づく損害賠償及び不当利得返還を求めて訴訟を提起していたが、同年11月に被告らとA,B及びCに対する訴訟を分離し、改めて翌年5月に被告らのみを被告とする訴状を提出している。原告は、雨漏りは日本国内で発生したので不法行為があった地は日本であり、また、裁判所がA,B及びCを被告とする訴訟につき管轄権を有することは明らかであるところ、管轄の有無は訴え提起時を基準として判断されるべきであるから、我が国の裁判所は当初の訴訟で共同被告とされた被告らに対する本件訴訟についても管轄権を有するものと主張した。	249万円	棄却	2001/4/17	確定	0万円	1. 製造物責任法上の責任の有無 2. 不法行為責任の有無 3. 国際裁判管轄を認めるか否か	原告らは、本件自動車の本件欠陥によって、原告らの生命、身体又は財産が侵害された旨の主張をしていないから、原告らの被告らに対する製造物責任法3条に基づく請求は、主張自体失当である。また、不法行為に基づく損害賠償請求においては、原告が、被告の過失を具体的に主張すべきであるところ、原告らは、抽象的な主張をするのみで、被告製造業者に本件自動車のその部分の製造過程においていかなる過失があるのかについて具体的な主張を全くしていない。これらに鑑みると被告らに我が国の裁判所において応訴させることは当事者間の公平の理念に反する。主観的併合にまで民法第7条に基づき関連裁判籍を根拠として、我が国に国際裁判管轄が認められるとすると、我が国と何ら生活上の関連を有しない共同被告は、原告の一方的主張のみによって、他の共同被告と一緒に訴えを提起されることにより、我が国の裁判所における応訴を強いられることになるという不合理な結果になるから、主観的併合の場合には、民法7条に基づく関連裁判籍を根拠として、我が国に国際裁判管轄を認めるのは相当でない」と解される。	未公表※
25	神戸地裁豊岡支部	平11(ワ)97号	1999/11/18	自動車一酸化炭素中毒死事件	死亡した運転者の遺族	自動車製造業者	男性(当時25歳)が自動車を運転中、発生した火災による一酸化炭素中毒で死亡した件につき、火災原因はリコール対象であったオーディオ装置電気系統の欠陥によるものであるとして、遺族が自動車製造業者に対し製造物責任法、不法行為に基づき損害賠償を求めた。	1億1,588万円	棄却	2003/7/15	確定	0万円	車両火災の原因はスピーカー一部の欠陥によるものか	原告は、鑑定人がオーバーヒートによる発火の可能性を否定したうえでトランク内部からの発火と結論づけており、さらにスピーカー部から出火した場合の矛盾点を被告が指摘していないことから、他に原因が考えられない以上、スピーカー部からの出火と考えるべきであると主張する。しかし、車両の焼損状況等から、被害者が飲酒と睡魔によって縁石を擦過する事故を起こし車が動かなくなったものの、なおも車を進行させようとエンジンを吹かせ続けた結果、マフラー一部の過熱によるトランク内の燃焼のために一酸化炭素中毒に陥り、その後車両全体が火災に至ったものと認められる。(事実上の推定1-2-1参照)	未公表※
26-1	仙台地裁	平11(ワ)1774号	1999/12/17	自動車フロントガラスカバー視力障害事件	菓子製造販売店経営者	フロントガラスカバー販売業者	原告が、購入した自動車の凍結防止用兼日除け用カバーを自動車のフロントガラスに取り付ける際、金属製フックをドア下のエッジにかけて固定しようとしたところフックが外れ、ゴム紐の張力が金属フックの先端部が左眼に突き刺さり、後遺障害7級の被害を被ったのは、製品の設計上および指示・警告上の欠陥に起因するものとして、製品の製造業者に対し製造物責任法に基づき損害賠償を請求した。	4,084万円	PL一部認容	2001/4/26	控訴	2,855万円	本件製品の欠陥の有無及び過失相殺	国民生活センターによるテストにより本品は使いにくいこと、本品の危険性や暗いところで使用しないようになどの説明がなかったこと、製造業者が事故後フックをプラスチック製に変えたこと、フックが外れた場合にどの程度跳ね上がるか等についての試験は行われていなかったこと、その場合に、ゴムひもの張力でフックが跳ね上がることが予想されることなどを認定したうえで、本フックは設計上の問題として通常有すべき安全性を欠き、欠陥を有すると認定した。また、過失相殺については、原告が通常の予測の範囲を超えた行為に出たものと認めることはできないとした。	判例時報1754号138頁

No.	裁判所	事件番号	提訴（控訴等）年月日	事件名	原告・被控訴人	被告・被控訴人	提訴（控訴等）内容	請求額	判決結果	判決（和解）年月日	確定控訴等	認容額（和解額）	争点（損害額を除く）	判決内容	出典
26-2	仙台高裁	不明	2001/5/10	自動車フロントガラスカバー視力障害事件	菓子製造販売店経営者	フロントガラスカバー販売業者	不明	不明	和解	(2003/7/14)		(不明)	-	-	未公表※
27	鹿児島地裁	不明	1999/12/21	船舶用エンジン慰謝料請求事件	元貨物船機関長	貨物船製造業者	船舶事故の原因は、被告が発注したエンジンの欠陥であったにも関わらず、当該船舶の機関長であった原告は、本事故に関わる海難審判で審議を受けることになり、精神的苦痛を被ったとして、被告を訴えた。	330万円	和解	(2002/10/1)		(不明)	-	-	未公表※
28-1	東京地裁	平11(ワ)28522号	1999/12/21	エステ施術（美容器具）アトピー発症悪化事件	皮膚障害を起こした女性	エステティックサロン経営業者	原告は、アトピー体質が改善するという従業員の説明により、被告が製造した美容器具を使用したエステ施術を実施したところ、重度のアトピー性皮膚炎が発症、悪化したとして、器具の使用によりアトピー性皮膚炎が悪化することを認識していたという故意または客に皮膚障害を与えないように配慮すべき注意義務があるのにこれに違反したという過失による不法行為責任、設計上および指示・警告上の欠陥がある器具を製造販売したことによる製造物責任、エステ施術を行うにあたっての安全配慮義務、説明義務に違反したことによる債務不履行責任に基づき損害賠償を求め提訴した。	2,500万円	他の責任認容	2001/5/22	控訴	440万円	1. 被告従業員らによる不法行為 1. 因果関係 原告がエステ施術を受け始めた当時は、原告のアトピー性皮膚炎は寛解状態にあったこと、被告のエステ施術の翌日には施術部位である顔面に異常が生じていること、その後のアトピー性皮膚炎の発症、悪化に至る経緯について、被告のエステ施術を要因と考えれば医学的に説明が十分可能であること、原告には、当時被告のエステ施術以外に、アトピー性皮膚炎の発症、悪化の影響となる特段の要因はなかったこと、原告以外にも、アトピー症状の者が被告のエステ施術を受けた結果、アトピー性皮膚炎を発症又は悪化させた実例が存在することを総合的に考慮すれば、本件の原告のアトピー性皮膚炎の発症及び悪化の原因は、被告のエステ施術を継続的に受けたことであると認めることができる。 2. 従業員の故意または過失 被告従業員らは、エステ施術に際し、原告が皮膚障害を発症、悪化させることのないように配慮すべき注意義務に違反したものと、過失による不法行為責任を負う。 3. 使用者責任 上記の不法行為は、いずれも被告の被用者である被告従業員らが、被告の事業の執行につきなしたものであるから、被告は、民法715条に基づき、原告に対し、損害賠償責任を負うべきである。	判例時報1765号67頁、判例タイムズ1120号210頁、判例マスタ(2001-05-22-0005)	
28-2	東京高裁	不明	2001/5/25 2001/6/1	エステ施術（美容器具）アトピー発症悪化事件	両者	両者	不明	不明	和解	(2001/9/13)		(不明)	-	-	未公表※

No.	裁判所	事件番号	提訴（控訴等）年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴（控訴等）内容	請求額	判決結果	判決（和解）年月日	確定控訴等	認容額（和解額）	争点（損害額を除く）	判決内容	出典
29-1	広島地裁	平11(ワ)2010号	1999/12/27	自動販売機出火事件	玩具資料館経営者	自販機を購入した会社A、同社より自販機の貸与を受け原告に貸与した業者Bに対し、民法415条債務不履行責任（Bに対してのみ）、709条不法行為責任、717条工作物責任、製造物責任法に基づき損害賠償を請求した。	玩具等の資料館を経営する原告は、資料館に隣接して設置されていた自動販売機からの出火により展示物等が消失したとして、自動販売機を購入した業者A、その自販機の貸与を受けて原告に貸与した業者Bに対し、民法415条債務不履行責任（Bに対してのみ）、709条不法行為責任、717条工作物責任、製造物責任法に基づき損害賠償を請求した。	1,472万円	棄却	2002/5/29	控訴	0万円	<p>1. 本件火災の原因は、本件自動販売機からの出火か。</p> <p>2. 被告らの製造物責任（製造物責任法3条）の成否</p> <p>3. 被告らの債務不履行責任（民法415条）及び不法行為責任（民法709条）の成否</p> <p>4. 被告らの工作物責任（民法717条）の成否</p>	<p>1. 火災の原因は、自動販売機からの出火か。本件自動販売機は、その原因を明確に特定することはできないものの、中扉裏面マスターボックスからの出火により焼損したものと推認するのが相当である。そして、原告は、自動販売機を本来の用法に従って使用していたのであり、それにもかかわらず、本件自動販売機の内部から出火したと認められるのであるから、通常有すべき安全性を欠く瑕疵があったものと推認するのが相当である（事実上の推定1-2-1参照）</p> <p>2. 被告らの製造物責任（製造物責任法3条）の成否 自動販売機は平成5年12月に生産され被告Aが購入したものであって、既存の性能を維持するための整備・点検や新たな場所への設置は製造又は加工にあたらなければならないべきであり、平成11年6月15日に重整備されたことや同年7月13日に資料館東側に設置されたことをもって本件自動販売機に同法を適用することはできない</p> <p>3. 被告らの債務不履行責任（民法415条）及び不法行為責任（民法709条）の成否 被告Bは、上記継続的売買契約ないし自動販売機の使用貸借契約に付随する義務として、瑕疵のない安全な自動販売機を原告に使用させるように配慮する義務を負っていたとすべきである。しかし、外部の整備業者に委託した重整備が完了していること、資料館に設置された後は電気系統の動作に異常は認められなかったこと、本件自動販売機の同型機に異常が発生したとの情報やリコールの届出などの緊急に整備・点検を実施すべき事情も存在しなかったこと、被告Bが本件自動販売機の製造者ではないために、その内部構造や機械部品等について何ら知識を有しておらず、これを整備・点検する能力を備えていないことを併せ考えれば、同被告は、本件自動販売機が内部出火することを予見することは困難であったとすべきであり、したがって、本件自動販売機について、内部出火を起こさないように点検・整備等を行わなかった過失があるとは認めがたい。</p> <p>被告らは、上記のように、内部出火する危険のある本件自動販売機を原告に貸与するなどして、本件火災を発生させたというべきであるが、被告らはいずれも製造業者ではなく、機械の仕組みや部品の不良の有無について整備・点検する能力を有していなかったのであり、整備業者に委託して重整備した上で設置し、その後何らの異常やその兆候も認められなかった以上は、さらに被告らに本件自動販売機が内部出火を起こさないよう点検・整備すべき注意義務があったとは認められない。よって、被告らには、本件自動販売機が内部出火したことにつき過失があるとは認められない。</p> <p>4. 被告らの工作物責任（民法717条）の成否 原告は、本件自動販売機の主要な部分を支配・管理していたと認めるのが相当であるから、本件自動販売機を直接占有していたとすべきであり、被告Bは間接占有者、被告Aは再間接占有者兼所有者であると認めるのが相当である。したがって、原告は、自ら民法717条の「他人」に該当すると主張して、被告らに対して工作物責任を追及することはできない。</p>	下級裁判所主要判決情報

No.	裁判所	事件番号	提訴（控訴等）年月日	事件名	原告・被控訴人	被告・被控訴人	提訴（控訴等）内容	請求額	判決結果	判決（和解）年月日	確定控訴等	認容額（和解額）	争点（損害額を除く）	判決内容	出典
29-2	広島高裁	平14(ネ)289号	2002/6/10	自動販売機出火事件	玩具資料館経営者	自販機を購入した会社A、同社より自販機の貸与を受け原告に無償貸与・設置させていた会社B、自販機製造販売会社C（一審では補助参加人）	原審において請求を棄却された控訴人（資料館経営者）は、その判決の取消しを求めて提訴した。さらに原審において被告ではなかった自販機製造販売会社（原審では補助参加人）に対しても、被控訴人として控訴し、不法行為責任、製造物責任法に基づき損害賠償を請求した。	1,472万円	棄却	2003/3/20	確定	0万円	1. 控訴人の被控訴人Cに対する控訴の適法性について 2. 被控訴人A及びBに対する請求について（製造物責任の適用、債務不履行責任、不法行為責任、工作物責任）	1. ある訴訟に別の相手に対する訴訟を追加して提起する申し立ては、別の相手に対する関係では新たな訴えの提起にほかならず、控訴審においてこれをなすときは、相手方の審級の利益を奪うことになるから、相手方の同意がない限り許されないというべきである。本件において、被控訴人Cは同被控訴人に対する控訴に対して却下の裁判を求め、これに同意しないことを明らかにしている。したがって、被控訴人Cに対する控訴は不適法として却下すべきである。 2. 被控訴人A及びBに対する請求はいずれも失当であるから棄却すべきものと判断する。製造物責任の適用については、本件自動販売機の整備・点検は、製造物責任法2条1項にいう「加工」に当たらないことは原審の通りであり、また、飲料水に被控訴人Aの会社名の一部等の表示があることは、本件自動販売機の中に、A社製の商品が入っていることを一般消費者に示すだけのものであって、本件自動販売機が被控訴人Aによって製造又は加工されたことを示すものではないことは明らかであり、被控訴人が製造物責任法2条3項にいう「製造業者等」には該当せず、本件自動販売機について製造物責任を負うことはないというべきである。	未公表※
30	東京地裁	不明	1999/12/27	給食食器視力障害事件①	眼に傷害を負った女兒	食器輸入加工業者2社、米国食器製造業者2社、特別区（国賠法）	当時小学校2年生だった原告が、給食配膳時に、廊下に落とした硬質ガラス製の食器の破片を右目に受け、角膜切創などの傷を被り、0.7だった視力が0.01まで低下した（矯正視力0.1）。原告は、食器には危険性があつたとして輸入業者及び製造業者を製造物責任法に基づき、特別区については危険な食器を導入した過失がある、として訴えた。	1,533万円	和解	(2001/10/26特別区と和解、2001/12/12製造業者社と和解)		(不明)	-	-	未公表※
31-1	東京地裁	平12(ワ)471号	2000/1/13	カテーテル破裂事件	障害を負った男性	医療器具輸入販売業者、大学病院	原告の脳動静脈奇形について、大学所属の医師が、脳にカテーテルを挿入して塞栓物質を注入する手術をした際、カテーテルが破裂し脳梗塞により左半身麻痺等の後遺障害が生じたとして、原告は、カテーテル輸入販売業者に対しては製造物責任に基づき、大学に対しては使用者責任（民法715条）に基づき、それぞれ損害賠償を請求した。	1億5,834万円	PL一部認容	2003/9/19	控訴	1億1,692万円（大学病院の責任は否定）	1. 被告病院の医師の過失の有無 ・カテーテル破裂の原因となる異常屈曲に関わる過失があつたか ・カテーテルに最大注入圧基準を超える注入圧をかけたか 2. 本件カテーテルの欠陥の有無	1. 被告病院の過失の有無 本件破裂事故の直前において、本件カテーテルが異常であると認識すべきほどに屈曲していた状態にあつたとは認め難い。また、医師が、あえて過剰な加圧をしてはならないという注意義務に違反したことを認めることはできない。 2. 本件カテーテルの欠陥の有無 本件カテーテルに上記強度を備えていない欠陥が存在したことが推認される。さらに、本件製品には、別件事故が発生しており、本件カテーテルの前記欠陥の存在を直接裏付けるものではないが、本件カテーテルの強度に何らかの問題がありえたという限度では欠陥の存在を推認させる事情となりうる。（事実上の推定1-2-1参照）	判例時報18433頁、判例タイムズ1159号262頁、判例マスタ（2003-09-19-0005）
31-2	不明	不明	不明	カテーテル破裂事件	不明	不明	不明	不明	取下	不明		-	-	-	判例マスタ（2003-09-19-0005）
32	広島地裁	平12(ワ)117号	2000/1/24	自動車制御不能転落事件	自動車に乗っていた3名	自動車製造販売業者	原告は、被告製造の自動車を運転していたところ、ハンドル制御がきかなくなり崖下に転落したとして被告に対し製造物責任法に基づき損害賠償を請求した。	553万円	棄却	2001/12/19	確定	0万円	1. 本件自動車を通常の用法に従って使用していたか 2. 本件自動車は、「欠陥」によりハンドル制御不能になったのか	判決は、本件自動車には、リコール対象箇所であるボールジョイントに不具合があつたものの、同部分及びその他の修理箇所も本件事故の原因とは認められず、他の部品、システム等にも異常はなかつたとした。本件事故は、原告の運転方法上の問題により本件自動車がスリップして発生したとした。以上から、本件事故は、本件事故現場付近の路面に積雪があつたために本件自動車がスリップして発生したものであり、本件自動車の欠陥によるものではないとした。（事実上の推定1-2-1参照）	下級裁判主要判決情報

No.	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・被控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)内容	請求額	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(和解額)	争点(損害額を除く)	判決内容	出典
33-1	徳島地裁	平12(ワ)73号	2000/2/10	磁気活水器養殖ヒラメ死滅事件	ヒラメ養殖業者	磁気活水器製造業者	ヒラメ養殖業者が、磁気活水器をヒラメ養殖池の給水管に設置したところ、養殖魚が全滅したことから、本装置に欠陥があったとして、製造業者に対し製造物責任ないしは不法行為に基づきその損害の賠償を求めた。	825万円	P L一部認容	2002/10/29	控訴	670万円	1. 因果関係の存否 2. 本件装置の欠陥の有無	1. 因果関係の存否 本件装置と本件事故との間には因果関係の存在が認められる。(事実上の推定I-2-1参照) 2. 本件装置の欠陥の有無 本装置は海水使用の場合に安全性を欠いており、いわゆる設計上の欠陥がある。また、本件装置は、人間の飲料水だけでなく動植物など生体一般の飼育、栽培や養殖に利用することを目的に製造されたものであるにもかかわらず、その安全性について厳格なテストを行わないまま、商品として実用化されて流通に置かれていたものであって、海水使用の場合に生体に悪影響を及ぼすおそれがあったのにこれを看過し、その点の注意、警告がまったくなされていないことから、警告上の欠陥があることが明らかである。 本件装置は、既に飲料水や生物の飼育、栽培などの用途に用いられる商品として流通に置かれていて、海水での使用も通常予見される使用形態であると認められるうえ、被告が原告に対し、海水使用した場合についての危険性を具体的に告知したと認めるに足りる証拠はなく、仮に、本件装置の取り付けが、売買契約に基づくものではなくて、その前段階の導入するか否かを定めるための試用でしかなかったとしても、前示した欠陥の認定を妨げるものではなく、被告の上記主張は採用できない。以上からして、被告は原告に対して本件装置についての製造物責任を負い、原告が被った損害を賠償する義務がある。	下級裁判 主要判決情報
33-2	高松高裁	不明	2002/11/10	磁気活水器養殖ヒラメ死滅事件	不明	不明	不明	不明	和解	(2003/8/1)		(不明)	-	-	未公表※
34	福岡地裁	不明	2000/3/21	電動車椅子死亡事件	死亡した男性の相続人5名	電動車椅子輸入販売業者	原告は、被告が韓国から輸入販売した電動車椅子で走行中に、何らかの異常が発生して車椅子が加速し、ブロック塀に激突して、脳挫傷、急性硬膜下血腫、外傷性クモ膜下出血、頭蓋骨骨折により死亡した。原告は、異常加速時の制御装置が備えられていないのは、設計上の欠陥である、として被告を訴えた。	2,860万円	和解	(2002/4/12)		(不明)	-	-	未公表※
35-1	東京地裁	平11(ワ)16886号・平12(ワ)2711号・平12(ワ)15139号	不明	資源ゴミ分別プレス機上腕切断事件	甲：廃棄物処理業者 乙本訴：産業機械製造業者 乙反訴：廃棄物処理業者	甲：産業機械製造業者 乙本訴：産業機械製造業者 乙反訴：産業機械製造業者	甲：資源ゴミを分別・プレスする機械のローラーに付着した異物を除去しようとして右手を挿入したところ、巻き込まれて上腕を切断する傷害を負った廃棄物処理業者代表取締役が、機械製造業者に対し、異物が流入しないような構造とすべきであったことあるいは手を入れられないようなカバーや手を入れたことを検知する緊急停止スイッチを設置すべきであったことに基づく設計上の欠陥、また、取扱説明書を交付していないこと、当該危険部分に関する警告ステッカーがないことおよび口頭での説明も不十分であったことに基づく指示・警告上の欠陥があったとして、製造物責任法に基づき損害賠償を請求した。 乙本訴：機械製造業者が機械の売買代金の残額支払いを廃棄物処理業者に求めた。 乙反訴：廃棄物処理業者が、機械の瑕疵により生じた損害の後処理および機械の修補費用のうち、機械の売買代金を相殺した残額の支払いを機械製造業者に求めた。	甲(製造物責任)：1億2,410万円 乙本訴(売買代金請求)：1062万円 乙反訴(瑕疵後処理・収補費用請求)：193万円	(甲)棄却	2002/2/26	控訴	甲(製造物責任)：一 乙本訴(売買代金請求)：1062万円 乙反訴(瑕疵後処理・修補費用請求)：一	甲： ・機械に欠陥があるか 乙： ・残代金の弁済期が到来したか ・機械に瑕疵があるか	甲： 機械製造業者は口頭で、稼働中に手を入れることの危険性および昼休み等に機械を停止して異物を除去することを被害者に伝えていることからして、被害者の行為は誤使用といえる。また、事故が発生した掃除口は機械稼働中に使用することは予定されておらず踏み台に上らなければ手が届かないこと、高速で回転するローラーを視認している状態で、そこに手を入れることが危険な行為であることは一般人であれば容易に認識し想定することが可能であることから、被害者の誤使用は合理的に予見することが不可能であるというべきである。 異物の進入を阻止する措置は講じられているが完全に阻止するのは不可能であり、その結果ローラーに異物が付着しても数時間や一日では機械に問題は生じないこと、機械を停止して異物を除去するよう指導していること、積極的に手を入れなければローラーに触れないためカバーがないことをもって労働安全衛生法およびこれに基づく技術上の指針に違反するということはできないこと、一瞬の出来事であるため緊急停止しても事故防止や負傷の軽減はできなかったことから製造上の欠陥ということではできない。また、本件事故の危険性について口頭で説明がなされたことから、取扱説明書が交付されていないことが本件事故発生との関係において指示・警告上の欠陥とはいえず、またステッカーは注意を喚起するという役割は果たしており、直接本件事故の危険性を表示していなかったとしても指示・警告上の欠陥とはいえない。 乙：略	判例マスタ (2002-02-26-0008)

No.	裁判所	事件番号	提訴（控訴等）年月日	事件名	原告・被控訴人	被告・被控訴人	提訴（控訴等）内容	請求額	判決結果	判決（和解）年月日	確定控訴等	認容額（和解額）	争点（損害額を除く）	判決内容	出典
35-2	東京高裁	平14(ネ)1863号	不明	資源ゴミ分別プレス機上腕切断事件	廃棄物処理業者	産業機械製造業者	資源ゴミを分別・プレスする機械のローラーに付着した異物を除去しようとして右手を挿入したところ、巻き込まれて上腕を切断する傷害を負った廃棄物処理業者代表取締役が、手を挿入した行為は社会通念上危険であることが明白とはいえず、製造業者において予見可能な使用形態であったことの認定を求めて控訴した。 また、1審乙本訴および反訴の判決についても取り消しを求めた。	甲（製造物責任）：1億2,410万円 乙本訴（売買代金請求）：0 乙反訴（瑕疵後処理・取補費用請求）：193万円	PL一部認容	2002/10/31	確定	甲（製造物責任）：3,712万円 乙本訴（売買代金請求）：1,062万円 乙反訴（瑕疵後処理・取補費用請求）：-	甲： ・機械に欠陥があるか 乙： ・残代金の弁済期が到来したか ・機械に瑕疵があるか	甲： 機械製造業者の口頭での説明は不十分であった。また、本機械の掃除口は、約2メートルの高さに設置されており、本件機械を稼働中に付近で作業することは予定されていないものの、もともと掃除口はゴミや缶を手を入れて取り出すために設けられたものである。被害者は機械製造業者からローラーの仕様、性能、危険性について全く説明を受けていなかったところ、掃除口自体は狭く、中は不透明で、被害者が中を見ただけではローラーが回転している内部の危険を想定することはできないものであった。被害者は機械について専門的知識を有していなかったことから、機械製造業者は、被害者と従業員に対し機械の仕様、性能、危険性について具体的、詳細に説明し、その危険性について警告をすべきであるが、これを怠ったため、被害者は機械が稼働中でも容易にスチール缶を取り出せると誤認して掃除口に手を挿入したものであり、誤使用ではあるが、機械製造業者にとって通常予期、予見され得る使用形態というべきである。そして、スチール缶が選別機から漏れてアルミ選別機コンベア内に入ると、本件ローラーに付着しやすいということとあわせて、本件機械には製造物責任法に定める「欠陥」があったと認めることができる。またステップカーは掃除口の危険性について警告されていたとはいえない。 被害者の過失は7割が相当である。	判例マスタ (2002-10-31-0017)
36	和歌山地裁御坊支部	不明	2000/6/6	カップ麺体調不良事件	カップ麺を食べた男性	カップ麺製造業者	原告がカップ麺を食べたところ、混入していた異物によって体調を崩し、病院の精密検査の過程でインフルエンザにかかるなどの被害を受けた。被告の調査によると、異物はゴキブリの卵だった。	99万円	和解	(2000/12/25)		(不明)	-	-	未公表※
37	福岡地裁小倉支部	平12(ワ)666号	2000/6/16	立体駐車場死亡事件	カラオケボックス経営業者	立体駐車装置製造販売業者	カラオケ店の従業員が、パレット上に車を停止させ、構内から客が退出していない状態で、装置を作動させてしまったため、パレットが回転を開始し、転倒した客がパレットと壁面の支柱との間に頭部を挟まれ死亡した。カラオケボックス経営業者は、同装置に必要な人的センサがないなどの欠陥がある上に、立体駐車装置製造販売業者が同装置販売時にその旨の説明をしなかったなどとして、製造物責任法及び売買契約上の債務不履行責任（説明義務違反）に基づき、死亡した被害者の相続人に原告が支払った和解金等の損害賠償を求めて提訴した。	4,100万円	他の責任認容	2002/10/29	確定	1,392万円（債務不履行責任を肯定。製造物責任については判断せず）	1. 本件装置に欠陥があるか否か 2. 被告に本件売買契約上の説明義務違反があるか否か	1. 本件装置に欠陥があるか否か 言及なし。 2. 被告に本件売買契約上の説明義務違反があるか否か 本件装置は、人が棟内やパレット上にも入庫ボタンを押せばパレットが回転し、負傷若しくは死亡事故が発生する危険性があるから、その構造について特別の知識を有しない原告に本件装置を販売する被告は、本件装置の操作は教育を受けた者が行うこと、操作するときは棟内の無人を確認すること、同乗者は入庫前に降車させること等の注意事項を説明することとみならず、これらの注意事項を怠った場合には上記のような危険性があり、そのような危険性を回避又は軽減するためにどのようなセンサが設置されているか、また、安全性を更に向上させるために、オプションでどのようなセンサが用意されており、その価格はどの程度であるか等といった本件装置の危険性とその安全装置であるセンサの内容等について、原告に具体的に説明すべき信義則上の義務があったというべきである。 しかし、取扱説明書の各種光電センサの車検知センサの表示には、センサ検知により本件装置が停止するの否かを明らかにしないまま「（人間や障害物も同様）」との記載がされ、人を検知して本件装置が停止するのようには読むこともできる上に、被告の営業担当者は、本件装置の前記危険性を全く説明していないばかりか、かえってパレット上に人がいる場合等はセンサの働きにより本件装置は停止する旨の説明をしたものであって、本件装置の危険性とそれを回避又は軽減するためのセンサの内容等について説明していないのである。	判例マスタ (2002-10-29-0005)

No.	裁判所	事件番号	提訴（控訴等）年月日	事件名	原告・被控訴人	被告・被控訴人	提訴（控訴等）内容	請求額	判決結果	判決（和解）年月日	確定控訴等	認容額（和解額）	争点（損害額を除く）	判決内容	出典
														<p>そこで、被告の営業担当者の上記義務違反と本件事故との相当因果関係について検討するに、〈1〉原告当者は、棟内に人がいた場合の本件装置の作動について被告の営業担当者に質問していたこと、〈2〉本件装置には、60万円という低価格で棟内のほぼ全域を網羅し得るパッシングセンサがオプションで用意されていたこと、〈3〉原告当者は、本件装置の代金を7,500万円に抑えるよう被告の営業担当者に求めていたこと、〈4〉本件売買契約は、代金7,000万円で契約されていること、〈5〉原告が以前に購入した他社製の立体駐車装置は、不特定多数の者が操作するものではあるものの、オプションの乗降デッキマットセンサが設置されていることなどに照らすと、被告の営業担当者が前記説明義務を尽くしていれば、原告当者が本件装置にパッシングセンサを設置する旨表明し、同センサ設置によって本件事故を防止できた蓋然性があると認められることができる。</p> <p>したがって、被告は、原告に対し、売買契約上の債務不履行責任に基づき、本件事故によって生じた原告の損害を賠償すべき義務があるというべきである。</p> <p>取扱説明書には、「警告」又は「注意」の表示の下に、本件装置の操作は教育を受けた者が行うこと、操作するときは棟内の無人を確認すること、同乗者は入庫前に降車させること等の安全上の注意事項が記載され、原告は、被告の営業担当者からその説明を受けていた。</p> <p>しかし、原告は、本件装置の操作を担当する専属の従業員を配置しておらず、事故を発生させたアルバイト従業員には、勤務開始の数日後、一通りの説明がされたものの、取扱説明書を読む等の指導や理解度の確認もされず、事故はアルバイト従業員が駐車待ちの車に気を奪われ、棟内に人がいるか否かを全く確認しないで入庫ボタンを押し、本件事故を発生させたものである。</p> <p>これらの事情に照らせば、本件事故による原告の損害の発生については、アルバイト従業員を含む原告側に重大な過失があるといわざるを得ないのであって、同損害から3分の2の割合の過失相殺による減額をするのが相当である。</p>	
38	奈良地裁	平12(ワ)513号	2000/8/10	給食食器視力障害事件②	眼を負傷した女兒	食器製造会社、国賠法	原告（当時小学校三年生）が学校給食用として使用されていた強化耐熱ガラス製の食器を片付ける際に誤って床に落下させたところ、その際に飛び散った微細かつ鋭利な破片により右眼に角膜裂傷、外傷性白内障などの傷を被り、さらに後遺障害も生じているとして、①本件食器の加工業者および販売業者に対し、製造物責任法に基づき、さらに、②原告の上記傷害及び後遺障害は、本件小学校及びその教諭の過失及び本件食器（公の當造物）の設置又は管理の瑕疵によるものである旨主張して、本件小学校を設置する被告国に対し、国家賠償法一条一項、二条一項に基づき、それぞれ損害賠償を請求した。	1,440万円	PL一部認容	2003/10/8	確定	1,037万円 (表示上の欠陥のみ肯定。)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本件事故の態様 2. 本件食器の欠陥の有無及び本件事故との因果関係 3. 本件小学校の教職員の過失の有無 4. 公の當造物の設置・管理の瑕疵の有無 5. 過失相殺 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本件事故の態様 (事実上の推定I-2-1参照) 2. 本件食器の欠陥の有無及び本件事故との因果関係 本食器は、割れた場合には細かく鋭利な破片が広範囲に飛散するという危険性を有するが、それは割れにくさという有用性と表裏一体をなすものであること等により、設計上の欠陥があったとはいえない。 取扱説明書等には、衝撃により割れることがある、割れた場合に鋭利な破片となることがあるという趣旨の記載もあるが、これらの記載は割れる食器についてのごく一般的な注意事項であり、割れにくさが強調して記載されていることや、割れた場合の危険性が他の食器に比して大きいことからすると、これでは危険性について十分な情報提供がなされたとはいえない。表示において欠陥がある。 本食器の危険性を教諭らが認識していれば、採用・導入を見合わせるなどの対処は十分可能であったから、表示上の欠陥と本件事故発生の結果との間には、相当因果関係がある。 3. 本件小学校の教職員の過失の有無 教職員が、安全な給食用食器を選定し、採用・導入すべき義務に違反したとはいえない。 4. 公の當造物の設置・管理の瑕疵の有無 事故発生当時、小学校及びその教職員は表示上の欠陥のため、本食器が割れた場合の危険性については、通常の陶磁器製の食器とさほど変わらないものと認識していたのであるから、破片が児童の眼球を直撃し、重傷を負うことについて、予見することはできなかった。したがって、被告国は、事故発生の予見可能性及び回避可能性を欠いており、本件食器を給食用食器として使用したことをもって、公の當造物の設置又は管理に瑕疵があったものとはいえない。 5. 過失相殺 認められない。 	判例時報1840号49頁

No.	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・被控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)内容	請求額	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(和解額)	争点(損害額を除く)	判決内容	出典
39	大阪地裁	平12(ワ)10247号	2000/9/20	中古車出火事件	中古車を運転していた男性、同乗者	自動車製造販売業者	原告は社用に使用していた中古車を運転中、突然車高が下がったため路肩に停車したところ出火し焼損したのは車両に製造上の欠陥があったこと等が原因であるとして、メーカーとディーラーに対して不法行為責任、製造物責任、債務不履行責任に基づく損害賠償請求として車両損害、慰謝料等の支払いを求めた。	912万円	棄却	2002/9/24		0万円	1. メーカーは、不法行為責任又は製造物責任を負うか 2. ディーラーは、債務不履行責任を負うか	1. メーカーは、不法行為責任又は製造物責任を負うか。 被告メーカーの不法行為や本件車両に欠陥があったことを根拠付ける事実の主張及び立証はないから、原告らの製造物責任又は不法行為責任に係る主張は理由がない。(事実上の推定I-2-1参照) 2. ディーラーは、債務不履行責任を負うか。 ディーラーが整備を行った警告灯の点灯および異音発生と、本件発火との間に関係があるとまで認めることはできない。したがって、ディーラーが整備の際に修理義務を尽くさなかったとの原告らの主張は採用できない。	判例タイムズ1129号174頁、判例マスタ(2002-09-24-0010)
40-1	神戸地裁	平13(ワ)117号	2001/1/26	缶入り野菜ジュース下痢症状事件	缶入り野菜ジュースを飲んだ家族3名	缶入り野菜飲料製造業者	夕食後、家族3人が缶入り野菜ジュースを飲んだところ、カビが混入していたため、悪心・下痢等の症状が数日続き、将来の健康や生命への不安が生じる等の精神的苦痛を受けたとして、ジュース製造業者に対し製造物責任法3条に基づき損害賠償を請求した。	660万円	棄却	2002/11/20	控訴	0万円	1. カビの種類 2. 流通開始時に異物が混入していたか	1. カビの種類はリゾプス属のカビであると推認した。リゾプス属のカビは少量接種しても通常は疾病に罹ることはなく、健康者に感染等の悪影響を及ぼす恐れのあるカビではないと認められる。 2. 製造工場での殺菌データや検査結果に異常がないこと、同日に製造された他の製品に異物混入のクレームがあったのは本件ジュース1件のみであることから本件異物が被告の製造過程において混入した可能性は低いものと推認された。また、本件ジュースの缶蓋の外側から押し出された打痕による亀裂については、納品後の流通過程でかかる亀裂が生じ、そこからカビが混入した可能性があると考えた。	未公表※
40-2	大阪高裁	平14(ネ)3902号	不明	缶入り野菜ジュース下痢症状事件	缶入り野菜ジュースを飲んだ家族3名	缶入り野菜飲料製造業者	原判決の取り消しおよび原審と同様の損害賠償を求め、原審原告が控訴した。	660万円	棄却	2003/5/16	確定	0万円	①缶の脆弱性及び運搬時の包装の欠陥の有無 ②カビ(アスペルギルス属であると主張)の危険性	1. 缶は被控訴人のみならず、多数の飲料品メーカーが使用している製品であり、それ自体の強度に特段の問題は見られないことが認められ、缶が脆弱であることを認めるに足りる証拠はない。また、被控訴人が施した包装に欠陥があったことを認めるに足りる証拠はない。 2. 本件異物はリゾプス属のカビであると認めるべきことは原判決の通りであり、アスペルギルス属のカビと認めることはできない。	未公表※
41	東京地裁	平12(ワ)26357号・平13(ワ)7978号	2000/10/1	ピアノ用防虫防錆剤欠陥事件	化学品販売業者	化学品製造業者	本訴：被告に対し、ピアノ用防虫防錆剤の製造を委託し、その製造された製品の納入を受け、これを楽器店に販売していた原告が、本件錠剤には、ピアノ内部で使用時に液状化するという設計上の欠陥及び液状化の可能性についての指示・警告上の欠陥があったとして、被告に対し、製造物責任法に基づき製品化にかかった費用および楽器店からの苦情対応費用等の損害賠償を求めるとともに、上記欠陥は債務不履行に該当するから、債務不履行に基づき売買契約を解除したとして、原状回復請求として支払済み売代金の返還を求めた。 反訴：被告は、原告に対し、いずれも売買契約に基づき、本件錠剤の売掛残代金及び、本件錠剤納入以前から原告に納入していた別のピアノ用防虫防錆剤の代金の支払を求めた。	本訴：558万円 反訴：89万円	(本訴)PL一部認容	2004/3/23	確定	本訴：241万円 反訴：0万円	1. 設計上の欠陥及び指示・警告上の欠陥の有無 2. 部品性の抗弁の当否 3. 開発危険の抗弁の当否 4. 被告の権利濫用の抗弁の当否 5. 被告の過失相殺の抗弁の当否	1. 設計上の欠陥及び指示・警告上の欠陥の有無 本件錠剤は、その特性により、ピアノ内部に吊り下げて使用されている間に空気中の湿気を吸い、溶けて液状化し、ピアノ内部や床の汚損やピアノの故障の原因となるおそれがあったにもかかわらず、被告は液状化を防止するための工夫等を施さなかったことから、設計上、通常有すべき安全性を欠いた製品であったと認められる。また、被告は、本件錠剤に、水に溶けやすい特性をもつ物質が配合されていること、及びその危険性について原告に知らせておらず、効用との関係で除去し得ない危険性が存在する製造物について、その危険性の発現による事故を防止・回避するに適切な情報を与えなかったといえるから、本件錠剤には、指示・警告上の欠陥があったものと認められる。本件錠剤には欠陥があったのであるから、被告の債務不履行があったものと認められ、被告は受領した代金等を返還すべき義務を負う。 2. 部品性の抗弁の当否 本件錠剤は被告が製造し、原告はこれを化粧箱に入れただけであり、化粧箱に入れることは「製造」にも「加工」にも該当しないから、本件錠剤を化粧箱に入れたものを本件錠剤とは別個の他の製造物ということとはできない。したがって、部品性の抗弁は成立しない。 3. 開発危険の抗弁の当否 本件においては、開発危険の抗弁は成立しない。(開発危険の抗弁I-2-2参照) 4. 被告の権利濫用の抗弁の当否 被告が零細企業であることは、本件錠剤の液状化によって原告が被った損害について、製造者である被告に賠償を請求することを妨げるほどの事情とは解されない。 5. 被告の過失相殺の抗弁の当否 原告が本件錠剤の液状化が発覚した後、漫然と事態を放置していたとは認められない。したがって、被害拡大について原告に過失があったと認めることはできない。	判例時報1908号143頁、判例マスタ(2004-03-23-0005)

No.	裁判所	事件番号	提訴（控訴等）年月日	事件名	原告・被告・被控訴人	提訴（控訴等）内容	請求額	判決結果	判決（和解）年月日	確定控訴等	認容額（和解額）	争点（損害額を除く）	判決内容	出典
42-1	さいたま地裁	平13(ワ)690号	2001/4/11	食肉自動解凍装置金属異物付着事件	自動解凍装置製造業者	被告・被控訴人 ポンプ製造業者、バルブ製造業者 原告は、食品製造業者からの注文を受けて、本件自動解凍装置の製作請負契約を締結し、被告らが製造したポンプとバルブを使用して、製作して納入した。食品製造業者が本件装置を稼働させたところ、解凍した食肉に金属異物が付着する事故が発生した。原告は、バリがポンプ及びバルブに由来するものであり、その欠陥により、食品製造業者から損害賠償を請求され売上額が減少するなどの経済的損害を被ったとして、ポンプ及びバルブの製造業者に対して、民法719条共同不法行為及び製造物責任法3条に基づき、損害賠償を請求した。	3億4,661万円	棄却	2003/10/31	控訴	0万円	1. ポンプ及びバルブの残留バリと解凍食肉に付着した異物の同一性 2. ポンプ及びバルブには欠陥があるか	1. ポンプ及びバルブの残留バリと解凍食肉に付着した異物の同一性 金属異物は、本件ポンプ及び本件バルブのバリがはがれ落ちて本件装置内を循環する解凍液に混入し、本件装置内を循環し、本件ポンプの前に装着されたフィルターに付着したものであり、解凍食肉に付着していた金属異物のうちいくつかは、このようにして解凍液に混入した本件ポンプ及び本件バルブのバリであることが推認される。（事実上の推定1-2-1参照） 2. ポンプ及びバルブには欠陥があるか 本製品に使用されたポンプ及びバルブは汎用品であるためバリの完全除去作業は行われていない。他のポンプ、バルブメーカーの汎用製品でもバリの完全除去はされていないこと、食品加工プラントにおいては厳格な衛生が要求されるため、異物混入のおそれのある汎用品のポンプやバルブは通常使用しないこと、本件ポンプ及び本件バルブのバリは他のメーカーの汎用品のバリと同程度のものであること、原告は使用目的を販売代理店に告げなかったこと、本件ポンプ及び本件バルブのパフレットの用途欄には食品加工プラントは記載されていないことからすると、本件ポンプ及び本件バルブをそのまま本装置に使用することは社会通念上想定されている合理的な使用形態ではない。本件ポンプ及び本件バルブが汎用品であって、他のメーカーの汎用品のバリと同程度のものであり、それは汎用品としてのポンプ及びバルブの機能を阻害するものではないことからすると欠陥があるとはいえない。	未公表※
42-2	東京高裁	平15(ネ)6196号	2003/11/12	食肉自動解凍装置金属異物付着事件	自動解凍装置製造業者	ポンプ製造業者、バルブ製造業者 原判決の取り消しを求めて、自動解凍装置製造業者がポンプ及びバルブの製造業者を被控訴人として控訴した。	3億4,661万円	P L一部認容	2004/10/12	上告	1,916万円	1. 解凍食肉に付着した金属異物と本件ポンプ及びバルブのバリとの因果関係について 2. 本件ポンプ及び本件バルブには、製造物責任法2条2項の欠陥があるか否か	1. 解凍食肉に付着した金属異物と本件ポンプ及びバルブのバリとの因果関係について 金属異物は、本件ポンプ及び本件バルブのバリがはがれ落ちて本件装置内を循環する解凍液に混入し、本件装置内を循環し、本件ポンプの前に装着されたフィルターに付着したものであり、解凍食肉に付着していた金属異物のうちいくつかは、このようにして解凍液に混入した本件ポンプ及び本件バルブのバリであることが推認される。（事実上の推定1-2-1参照） 2. 本件ポンプ及び本件バルブの製造物責任法2条2項の欠陥があるか否か バリには切削加工時に生じる切削バリと、それを除去する工程を経てもなお残る残留バリの2種類があるが、本件ポンプ及び本件バルブは切削バリを除去していない。他のポンプ、バルブメーカーの汎用製品では残留バリが残ることは否定していないが、使用用途によっては支障を来す切削バリを除去する工程は設けていること、専門家証人もこの作業は製造業者の基本的な義務であるとの見解を述べていること、本件ポンプ及び本件バルブに残留していたバリは切削バリであったこと、ポンプメーカーは原告からクレームを受けたときに、仕上げと確認が不十分な不適合品であったとして謝罪していたことから、切削バリが残っていた本件ポンプ及び本件バルブは通常有すべき安全性を欠いていたと考えられる。被告が提出した他メーカーの切削バリが残っている製品は、誤って修正作業を経ないまま製品化されてしまったものと解すべきである。	判例時報1912号20頁

No.	裁判所	事件番号	提訴（控訴等）年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴（控訴等）内容	請求額	判決結果	判決（和解）年月日	確定控訴等	認容額（和解額）	争点（損害額を除く）	判決内容	出典
														ただし、適切な指示警告がなされていれば通常有すべき安全性を欠いているとはいえないと考えられる余地があるので、この点につき検討すると、ポンプのパンフレットには取扱液として食用の液体（果汁等）が挙げられているが、食品用の使用を禁じる記載はなく、切削バリに関する警告文もない。またこのポンプがビール工場で使用されていることをメーカーは知っており、取扱説明書には水道法による給水装置の基準に適合する旨まで記載されている（この取扱説明書への記載は控訴人が本件ポンプを購入した後になされたものであるが、その前後で被告ポンプメーカーが工程を変更していないので本件ポンプにも許容していた趣旨と理解される）ことからすると、本製品への使用は通常予見される使用形態といえ、通常有すべき安全性を欠いていたと認められる。 さらにバルブのパンフレットにも同様に食品用の使用を禁じる記載はなく、切削バリに関する警告文もないが、「建築設備配管ラインの給湯、給水用バルブとして開発した」旨の記載がある。被告バルブメーカーは、「給水」は建築基準法関連法規用語として「飲料に適さない給水」を指すと主張するが当該法規の解釈からして採用できない。したがって、本製品への使用は通常予見される使用形態といえ、通常有すべき安全性を欠いていたと認められる。 3. 過失相殺 控訴人は本装置の安全性に対する注意義務を負っているが、メーカーに確かめずにパンフレットの記載のみから本件ポンプ及び本件バルブを選定した点、適切な位置にフィルターを設置しなかった点において注意義務違反があり、控訴人の損害について5割の過失相殺をするのが相当である。	
42-3	最高裁	不明	不明	食肉自動解凍装置金属異物付着事件	不明	不明	-	不明	不受理決定	2005/5/16		-	-	-	未公表※
43	神戸地裁	平13(ワ)1220号、平14(ワ)1252号	2001/6/8	骨接合プレート破損事件	手術を受けた男性	医療関連商品製造販売業者	甲事件：原告が被告に対し、原告が左上腕骨の骨折部分に装着した被告製作のプレートが破損したことについて、プレートに「菓」があったため等により金属疲労が発生したという製造上の欠陥、本件プレートの医師向け注意書には、「インプラントの機能の限界について患者に文書で詳しい指示を与えて下さい」と記載されているが、真に文書による指示が必要であれば、患者用の文書を作成すべきであるのにこれを怠ったという警告上の欠陥があるとして、再手術費用につき、製造物責任法に基づく損害賠償を求めた。 乙事件：参加人（病院）が、原告との間において、上記プレートの破損について損害賠償債務がないことの確認を求めるとともに、被告との間においても、同プレートの破損について損害賠償債務がないことの確認を求めた。 丙事件：原告が参加人（病院）に対し、上記プレートの破損について診療契約の債務不履行に基づく損害賠償を求めた。	378万円	棄却	2003/11/27	確定	0万円	1. 被告の責任 ・製品に製造上の欠陥はあったか ・製品に警告上の欠陥はあったか 2. 参加人（病院）の責任 ・参加人による手術前の説明義務違反はあったか ・手術方法の選択義務違反はあったか ・手術後の説明義務違反はあったか ・術後の措置に関する懈怠はあったか	1. 被告の責任 （製造上の欠陥） 「菓」は破断面とは別のところで発見されたこと等により、本件プレートが要求される強度を欠くものであったとは認められない。さらに、本件プレートは骨癒合を促進するための補助具であって、骨癒合が生じるまでの間、患部を三角巾等で固定して安静にしている必要があるのに、原告は退院後すぐに三角巾を外して車の運転などの日常生活を送っており、当該製造物の「通常予見される使用形態」ではなかった。 （警告上の欠陥） 本件プレートは、医師の高度の専門的知識に基づいて外科的手術によって処方されるもので、一般の薬局で販売されるものではないから、医師に対して必要な使用上の注意、警告を与えれば十分である。そしてパンフレットにおける警告は十分であった。また、本件プレートの使用方法、使用上の注意点などについて、医師が患者に対し何をどのように説明するかは、医師の裁量に委ねられるものであるから、製造業者である被告が患者に直接交付すべき警告文書を作成しなかったからといって、警告上の欠陥に当たると認めることはできない。 2. 参加人（病院）の責任 参加人による手術前の説明義務違反、手術方法の選択義務違反、手術後の説明義務違反、術後の措置に関する懈怠のいずれの過失も認めることはできない。	下級裁判主要判決情報
44-1	甲府地裁	平13(ワ)261号	2001/6/13	自動車用燃料添加剤エンジン故障事件	軽自動車所有運送業者	電子材料セラミックス製造販売業者	原告が所有していた軽自動車に、被告が製造した自動車用燃料添加剤を使用したところ、同車にエンジン不調が生じるなどの故障が生じ、修理代金、エンジンおよび燃料タンクの交換代金などの損害が生じたとして、製造物責任法又は瑕疵担保責任に基づく損害賠償を請求した。	20万円	PL認容	2002/9/17	控訴	20万円	1. エンジンが故障した原因が本件燃料添加剤であるか（本件燃料添加剤とエンジンの故障との間に因果関係が認められるか） 2. 製造物責任が認められるか 3. 瑕疵担保責任が認められるか	エンジン不調の原因が本件添加剤であると推認される（事実上の推定1-2-1参照）ことを前提とすると、さらに運送業者が長距離走行を行うことがあることを想定し、頻回の長距離走行では本件添加剤がエンジン不調をもたらすことがある旨を警告しておかなかった以上、エンジン不調が発生したのは長距離走行に耐えうる性能を有していなかったからに他ならず、本件添加剤は自動車燃料添加剤として通常有すべき安全性を欠いていたといわざるを得ない。	LEX/DB (28080 312)

No.	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・被控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)内容	請求額	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(和解額)	争点(損害額を除く)	判決内容	出典
44-2	東京高裁	不明	2002/9/30	自動車用燃料添加剤エンジン故障事件	不明	不明	不明	不明	和解	(2003/2/18)		(不明)	-	-	未公表※
45-1	東京地裁	平13(ワ)12677号	2001/6/19	イシガキダイ食中毒事件	食中毒を発生させた8名	割烹料亭経営者	原告が料亭でイシガキダイのアライと兜焼きを食べたところ、イシガキダイに含まれていたシガテラ毒素による食中毒に罹患し、手足の感覚異常等の症状が生じて損害を被ったとして製造物責任法または瑕疵担保責任に基づき料亭の経営者に損害賠償を求めた。	3,815万円	PL一部認容	2002/12/13	控訴	1,216万円	1. 製造物責任(製造物責任法3条)の成否 2. 瑕疵担保責任(民法634条2項)の成否	本件料理はアライにし塩焼きにしたものであって法の「加工」にあたり、加工された動産として製造物に該当する。また、食品は無条件的な安全性が求められる製品であり、食中毒の原因となるシガテラ毒素が含まれていたことは、通常有すべき安全性を欠いているものというべきであり、製造物の欠陥に当たる。したがって、被告は製造物責任を負う。 被告は、個人で飲食店を営む調理師にすぎず、ある意味では一消費者と変わらない立場にあって、客である原告らとほぼ同等の力関係にある被告が、イシガキダイに含まれていたシガテラ毒素を発生、除去し得なかったという極めて稀有な食中毒事例においてまで、法を適用し、原告らに生じた損害を被告に一方的に転嫁することは、損害の公平な分担という不法行為責任の基本原則からみて不合理であり、社会通念上も相当でないなども主張する。しかし、法は製造業者等の事業態様や経営規模については特段の制約を設けておらず、それは、業務を行うに当たってこのような危険を分散、回避するための措置を予め講じておくことが可能であることも考慮に入れたものであると解され、現に、法の施行当時、そのような危険を分散するための制度の必要性が強調され、責任保険制度等の普及が図られた。このように、製造業者等は、その事業態様や経営規模等にかかわらず、予め危険を分散する手段の有無という点で消費者とは性質を異にしており、そうであれば、損害の公平な分担という不法行為責任の基本原則からみて不合理であるとはいえない。加えて、被告は、本件食中毒の発生以前から、日本食品衛生協会の食品営業賠償共済に加入しており、補償限度額5,000万円の範囲で共済金の支払を受けて損害を填補することができることから、被告が原告らの被った損害を賠償することが公平の原理に反し、具体的妥当性を欠くものとは到底いえない。 (開発危険の抗弁については、認めることはできない。(開発危険の抗弁I-2-2参照)) 瑕疵担保責任の成否については、製造物責任法による場合を超えて賠償が認められるということはないから、判断する必要は認められない。	判例タイムズ1109号285頁、判例時報1805号14頁、判例マスタ(2002-12-13-0001)
45-2	東京高裁	平15(ネ)313号1487号	2002/12/24	イシガキダイ食中毒事件	割烹料亭経営者(一審被告)	食中毒を発生させた8名(一審原告)	原審で控訴人に製造物責任があると認め、被控訴人(原告)らの請求を認めたことにつき、控訴人(被告)が敗訴部分の判断を不服として控訴した。また、被控訴人も損害額について付帯控訴した。	原審取り消し	PL一部認容	2005/1/26	確定	1,318万円(付帯控訴に関する判断)	1. 製造物責任の適用要件 2. 加工の定義 3. 開発危険の抗弁	1. 製造物責任の適用要件 製造物責任の適用要件として、控訴人(被告)が主張する「当該製造物による事故が、その製造または加工の複雑化、高度化、技術化によるものに限られる」といった解釈を求められるような文言はなく、また被害者の保護を図るといって製造物責任法の目的に照らしても、控訴人主張のように解すべきとは認められない。 2. 加工の定義 加工とは、原材料の本質は保持させつつ新しい属性ないし価値を付加することで足りると解すべきであり、新たに危険が加わったことか、製造業者が製造物の危険を回避し、あるいは発見、除去することができる程度に関与したことなどを要件とするのは相当ではない。 3. 開発危険の抗弁 世界最高水準の科学技術の知見をもってしても、毒素を簡易かつ迅速に検出する方法はないという控訴人(被告)の主張は失当であり、控訴人の製造物責任を免れるものとはいえない。(開発危険の抗弁I-2-2参照)	未公表※

No.	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・被控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)内容	請求額	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(和解額)	争点(損害額を除く)	判決内容	出典
46-1	東京地裁	平13(ワ)13266号	2001/6/26	カーオーディオスイッチ部品欠陥事件	音響機器製造販売業者	電化機器機械部品製造販売業者	原告が、被告の製造するスイッチ部品を使用して、カーオーディオ製品であるMDチェンジャーメカニズムユニットを製造販売していたところ、このスイッチの一部が常時短絡して通電するようになり、これに起因して、自動車のバッテリーがあがるなどの事故が多発し、その対応のための損害を被ったとして、製造物責任法または不法行為に基づきスイッチ交換費用等の賠償を求めた。	5,729万円	PL一部認容	2003/7/31	控訴	5,705万円	設計上の欠陥の有無	FTスイッチは、温度・湿度ともに使用保証の範囲内で使用されている(事実上の推定I-2-1参照)間に、銀マイグレーション現象を起こして本件短絡事故を発生させたものであり、接点の銀メッキを金メッキにするなどすれば、本件短絡事故は発生しなかったから、本件FTスイッチは設計上の欠陥がある。	判例タイムズ1153号106頁、判例時報1842号84頁、判例マスタ(2003-07-31-0009)
46-2	東京高裁	不明	2003/8/11	カーオーディオスイッチ部品欠陥事件	不明	不明	不明	不明	和解	(2004/4/13)		(不明)	-	-	未公表※
47	東京地裁	平13(ワ)9930号・平13(ワ)21942号	2001/10/1	ガラスコーティング剤欠陥事件	自動車用品販売業者	化学製品製造業者	原告自動車用品販売会社において、被告工業薬品等販売会社が製造し、原告に供給(販売)したというガラスコーティング剤に瑕疵があったため損害を被ったとして、被告に対し、債務不履行責任、不法行為責任ないし製造物責任に基づき、その賠償を求めた(本訴請求)。また、これに対し、被告において、当該コーティング剤の売主ないし製造業者としての立場をいずれも否認して、原告の本訴請求を争うとともに、原告に対し、当該コーティング剤以外の商品取引に係る売掛金の支払を求めた(反訴請求)。	本訴:1億6,550万円 反訴:346万円	他の責任認容	2003/9/4		本訴:0万円 反訴:346万円	1. 被告の売主としての債務不履行責任の前提として、被告が原告に対する関係で売主の立場にあったか否か 2. 被告が自らを製造業者であるかのように詐称して原告にコーティング剤を供給したか否か、そして製造物責任の前提で、被告がコーティング剤の製造業者の立場にあったか否か	1. 被告の売主としての債務不履行責任の前提として、被告が原告に対する関係で売主の立場にあったか否か 2. 被告が自らを製造業者であるかのように詐称して原告にコーティング剤を供給したか否か、そして製造物責任の前提で、被告がコーティング剤の製造業者の立場にあったか否か 他社といわば共同事業としてその製造・販売を行った原告にとってみれば、当然に了解し得るところであって、この点に関する原告の主張も認めない。	判例マスタ(2003-09-04-0005)
48	東京地裁	平15(ワ)20584号	2003/9/8	動物駆逐用花火手中爆発事件	花火使用者	花火製造業者	動物駆逐用花火が手中で爆発し手指欠損等の損害を被ったのは、導火線の火が見えない構造であって爆発までの残り時間が認識できないという設計上の欠陥およびそれを一般消費者に伝えていなかったという表示・警告上の欠陥があったためであるとして、花火製造業者に対し製造物責任法に基づき損害賠償を請求した。	6,912万円	PL一部認容	2004/3/25		376万円	(不明)	(不明)	未公表※
49	大阪地裁	不明	2001/7/12	低脂肪乳等下痢症状事件	食中毒を発症した4家族6名	乳製品製造会社	原告が低脂肪乳等を飲むなどして下痢などの食中毒症状を発症し、さらには心的外傷後ストレス障害(PTSD)に陥るなど精神的苦痛を被った。	6,614万円		-	係争中	-	-	-	未公表※

No.	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・被控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)内容	請求額	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(和解額)	争点(損害額を除く)	判決内容	出典
50-1	札幌地裁	平13(ワ)2083号	2001/9/27	車両噴射ポンプ欠陥事件	車両に乗車していた夫婦	自動車製造業者、自動車販売業者	原告が自動車を運転中、先行車を追い越そうと加速した際に、アクセルレバーが全開状態になり、ブレーキ及びアクセルペダルを踏んだが減速しなかったためセレクトレバーをニュートラルに入れようとして誤ってバックに入ってしまった、急激に減速し安定性を失って、対向してきた大型トレーラーと衝突した。調査により、エンジンの燃料噴射装置の部品が壊れていることがわかった。原告はメーカー、ディーラーに損害賠償を求めて提訴したが、裁判では部品が通常有すべき安全性を欠いていたため、メーカーが製造物責任に基づき損害賠償をすることについては争いがなく、過失相殺の有無およびディーラーが製造物責任法の製造業者にあたるか等が争点になった。	1,554万円	PL一部認容	2002/11/22	控訴	228万円	1. 過失相殺 2. ディーラーが製造物責任法3条に基づく損害賠償責任を負うか(同法2条3項3号に定める実質的な製造業者に当たるか。)	原告の運転に過失はなかった。ディーラーは製造物責任法2条3項3号に定める実質的な製造業者に当たらないため、原告の賠償請求には理由がない。(メーカーに製造物責任があることに争いはなかったため、メーカーに対する請求のみ認められた)	判例時報1824号90頁
50-2	札幌高裁	不明	2002/12/6	車両噴射ポンプ欠陥事件	不明	不明	不明	不明	和解	(2003/3/17)		(不明)	-	-	未公表※
51-1	東京地裁	平13(ワ)24358号	2001/11/14	外国製高級車発火事件	乗車していた男性、所有する医療法人	自動車輸入業者、自動車ディーラー	リコール2回を含む8回の修理を受けた外国製高級車で高速道路を走行していたところ、オイル漏れによってエンジンルームから発火し炎上したため、PTSD(心的外傷後ストレス障害)を負ったとして、運転者が輸入業者を製造物責任法により、ディーラーを債務不履行および不法行為により、乗用車の所有者である法人が輸入業者を製造物責任法により、ディーラーを債務不履行により、損害賠償を求めた。	1億2,332万円	PL一部認容	2003/5/28	控訴	1,327万円	1. 被告ディーラーは原告運転者に対して、信義則上本件売買契約に基づく債務不履行責任を負うか。 2. 被告ディーラーは原告運転者に対して、点検修理の上瑕疵のない自動車を流通に置くという安全配慮義務を負っており、これに違反した過失により不法行為責任を負うか。 3. 原告運転者の後遺障害(PTSD(心的外傷後ストレス障害))の有無、程度	ディーラーは本件自動車のリコールによる修理を行っており、その際本件事故の出火原因となったオイル漏れの箇所付近を修理点検していること、本件自動車は原告法人が所有しているものの、実際には原告運転者において専用使用しており、被告ディーラーもそのことを認識していたなどの事情に照らせば、被告ディーラーは原告運転者に対して債務不履行の責任を負う。なお、PTSD(心的外傷後ストレス障害)の罹患は認められなかった。また制裁的損害賠償については、我が国においてこのような法制度は採用していない。(輸入業者の両原告に対する製造物責任、ディーラーの原告法人に対する瑕疵担保責任または債務不履行責任は争われずに認められた。)	判例時報1835号94頁
51-2	東京高裁	平15(ネ)3337号	2003/6/11	外国製高級車発火事件	乗車していた男性、所有する医療法人	自動車輸入業者、自動車ディーラー	1審原告が損害賠償の内容をめぐる控訴した。	1億2,332万円	PL一部認容の一番判決を維持	2003/10/30	確定	1,327万円	1. 原判決で控訴人がPTSD(心的外傷後ストレス障害)に罹患しているとは認められないと説示したことについての反論 2. 事故発見者に対する謝礼 3. 被控訴人の制裁的損害賠償責任 4. 控訴人の弁護士費用について	1. 原判決の各証拠に照らせば、原判決の事実認定は正当として是認することができる。 2. 略 3. 我が国の不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補てんし、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものであり、加害者に対する制裁や、将来における同様の行為の防止、すなわち一般予防を目的とするものではないから、被控訴人に対して制裁的な損害賠償責任を課すべきであるとする控訴人の主張は採用することはできない。また、慰謝料は、被害者の精神的苦痛に対する損害賠償金であり、被害者の資産等を考慮することは相当ではないから、慰謝料の判断に当たって、控訴人の資産等を考慮すべきであるとする主張も採用することができない。 4. 略 以上の通り、控訴人の請求については、争点1について判断するまでもなく、原判決は相当であるから、本件各控訴はいずれも理由がない。よって本件各控訴をいずれも棄却する。	未公表※

No.	裁判所	事件番号	提訴（控訴等）年月日	事件名	原告・被控訴人	被告・被控訴人	提訴（控訴等）内容	請求額	判決結果	判決（和解）年月日	確定控訴等	認容額（和解額）	争点（損害額を除く）	判決内容	出典
52-1	東京地裁	平13(ワ)2774号	2001/12/26	人工呼吸器死亡事件①	死亡した男児の両親	医療器具製造業者、輸入販売業者、地方自治体	公立病院で、人工呼吸器接続チューブと気管切開チューブを接続した呼吸回路によって人工呼吸を行おうとしたところ、回路が閉塞して生後3ヶ月の男児が換気不能により死亡した事故につき、両親が、本件事故は、人工呼吸器接続チューブの欠陥、気管切開チューブの欠陥及び被告病院の医療従事者もしくは管理責任者が両器具の欠陥を確認しなかった過失が競合して発生したものであるとして、人工呼吸器接続チューブ製造業者と気管切開チューブ輸入業者に対し製造物責任又は不法行為責任に基づき、東京都に対し使用者としての不法行為責任又は診療契約上の債務不履行責任に基づき、それぞれ損害賠償の支払を求めた。	8,203万円	PL一部認容	2003/3/20	控訴	5,062万円	1. ジャクソンリースに設計上の欠陥又は指示・警告上の欠陥があるか。 2. 気管切開チューブに設計上の欠陥又は指示・警告上の欠陥があるか。 3. 気管切開チューブ輸入業者は、製品を病院に納入した当時における科学又は知見によっては、設計上の欠陥又は指示・警告上の欠陥があることを認識することができなかったといえるか（製造物責任法4条の開発危険の抗弁）。 4. ジャクソンリース製造業者は、製品の製造販売を中止して、既に販売した製品を回収し、あるいは、本件気管切開チューブと接続して使用しないよう指示・警告をなすべき義務があり、それを怠ったといえるか。 5. 気管切開チューブ輸入業者は、製品の輸入販売を中止して、既に販売した製品を回収し、あるいは、本件ジャクソンリースと接続使用しないよう指示・警告をなすべき義務があり、それを怠ったといえるか。 6. 担当医師に、本件ジャクソンリースと本件気管切開チューブの接続不具合につき、事前の安全確認を行う義務があり、これを怠ったといえるか。 7. 病院の管理責任者には、本件ジャクソンリースと本件気管切開チューブの接続不具合につき、事前の安全確認を行う義務があり、これを怠ったといえるか。	1. 2. ジャクソンリースの構造自体には合理的な理由があるといえるし、また、小児の麻酔用として付属品のマスクとともにセット販売されており、同マスクと接続した場合には回路の閉塞が起きないものであるから、本件ジャクソンリースに設計上の欠陥があったとはいえない。 一方、本件ジャクソンリース（呼吸回路機器）は麻酔用器具として製造承認を受けて販売されていたとはいえ、医療現場においては人工呼吸用として他社製の呼吸補助用具と組み合わせて使用されていたのが実態であり、その実態を被告が認識していたうえに、組み合わせた他社製品の中には接続箇所の閉塞がおきる組み合わせがあることを明示し、そのような使用をしないよう指示・警告を発する等の措置を採らない限り、指示・警告上の欠陥があるものと言うべきである。 ところで、注意書には、換気不全が起りうる組み合わせにつき「他社製人工鼻等」という概括的な記載がなされているのみで、そこに本件気管切開チューブが含まれるのか判然としないうえ、換気不全のメカニズムについての記載がないために医療従事者が個々の呼吸補助用具ごとに回路閉塞のおそれを判断することは困難なものであって、組み合わせ使用時の回路閉塞の危険を告知する指示・警告としては不十分であり、指示・警告上の欠陥があったと認められる。 気管切開チューブの構造は合理的である。また、他のいくつかのタイプのジャクソンリース回路との間では閉塞を起こす危険がないうえ、機械式の人工呼吸器とも接続して使用することができるから、本件気管切開チューブに設計上の欠陥があると認めるのは困難である。 一方、今回のような組合せ使用をしないよう指示・警告はなされておらず、かえって、使用説明書に「標準型換気装置および麻酔装置に直接接続できる」と明記し、小児用麻酔器具である本件ジャクソンリースとの接続も安全であるかのごとき誤解を与える表示をしていたのであるから、本件気管切開チューブには指示・警告上の欠陥があったといえるべきである。 3. 病院に本件気管切開チューブを納入した当時における科学又は知見によっては欠陥があることを認識することができなかったことを証明できたということは到底できない。（開発危険の抗弁I-2-2参照） 4. 5. 6. 7. について 略	判例タイムズ1133号9頁、判例時報1846号62頁、判例マスター（2003-03-20-0004）
52-2	東京高裁	不明	2003/3/24 地方自治体控訴、 2003/3/26 輸入販売業者控訴、 2003/4/2 医療器具製造業者控訴	人工呼吸器死亡事件①	死亡した男児の両親	不明	不明	不明	和解	(2004/2/2)		(不明)	-	-	未公表※
53	津地裁	不明	2002/2/20	骨折固定髓内釘破損事件	骨折固定手術を受けた男性	医療器具製造輸入販売業者	原告が左上腕骨骨幹部骨折部の骨折固定手術を受けたところ、術後、手術で使用された髓内釘が就寝中に体内で破損し、再入院手術を余儀なくされた。	273万円	和解	(2002/4/4)		(不明)	-	-	未公表※

No.	裁判所	事件番号	提訴（控訴等）年月日	事件名	原告・被控訴人	被告・被控訴人	提訴（控訴等）内容	請求額	判決結果	判決（和解）年月日	確定控訴等係争中	認容額（和解額）	争点（損害額を除く）	判決内容	出典
54	静岡地裁	不明	2002/2/21	トラック積み荷焼失事件	建物改修業者	自動車製造業者	原告の従業員が2トントラックで高速道路を走行中に運転席の下側に熱くなり、約10分後に車の後部から火と煙があがった。このため、路上に停車したところ、まもなくトラックから出火し、積み荷などが燃えた。	386万円							未公表※
55	東京地裁	不明	2002/2/22	人工呼吸器死亡事件②	死亡した男児の両親	医療器具製造輸入販売業者、地方自治体	病院で気管チューブと人工呼吸器接続チューブとのコネクター部分の整合性がとられておらず、生後10ヶ月の男児が換気不能により死亡した。	8,203万円	和解	(2004/2/23)		(不明)			未公表※
56-1	東京地裁	平13(ワ)11973号・平14(ワ)4375号	2001(甲)2002(乙)	パチスロ機火災事件	(甲)パチスロ機製造販売業者、電源製造業者、電源販売業者 (乙)電源表示製造業者	(甲)電源表示製造業者、製造業者、製造業者及び販売業者に対して債務不履行により、予備的に電源の表示製造業者、製造業者に対しては製造物責任により、販売業者に対しては取り交わした覚書に基づき、電源回収交換費用および逸失利益について損害賠償を請求した事案である。 (乙)パチスロ機製造販売業者	(甲)61億4,774万円 (乙)3,404万円	(甲)棄却 (乙)認容	2005/2/8	控訴	(甲)0万円 (乙)3,404万円	(甲)電源表示製造業者、製造業者に対する主位的請求 1. 電源表示製造業者、製造業者の債務不履行の有無 2. 電源表示製造業者の債務不履行とパチスロ機製造販売業者の損害との因果関係の有無 (甲)電源表示製造業者、製造業者に対する予備的請求 1. 電源の欠陥の有無 2. 電源の欠陥とパチスロ機製造販売業者の損害との因果関係の有無 (甲)電源販売業者に対する請求 1. 電源表示製造業者、製造業者の債務不履行ないし電源の欠陥についての電源販売業者の責任主体性の有無 (乙)略	(甲) ・本電源は旧型機の電源容量を1.5倍にした特注品である。原告は、被告が製造する電源は過電流保護機能等の安全性を旧電源と同じにすべき債務を負っていたのに、24V回路が0Aのときに12V回路に短絡が生じると過電流保護機能が働かず、定格出力電流の8～9倍の電流が流れ続ける設計としたため、大きな熱量を発生させる危険な製品であったと主張するが、この電源特性を原告は了解していたと言ふべきであり、債務不履行にはあたらない。 ・事故原因は、原告が、被告のテクニカルデータに記載されている電流値でも容断してしまうハーネスを使用してパチスロ機を設計し、パチスロ機筐体内部に可燃性の導電塗料を塗布したことであると認めるのが相当である。原告から被告にパチスロ機の情報は一切与えられていなかったことからすると、本件電源を使用したパチスロ機の安全性確保は原告が行うべきであり、本件電源の通常予見される使用形態はこの電源特性に合致したパチスロ機への組み込みといえ、通常予見される使用形態とは言えない形態での使用といえる。また、火災事故において本電源自体は焼損していないこと、原告による対策後は焼損事故が発生していないことからしてこの電源特性は過電流保護機能を果たしており、通常有すべき安全性を欠いているとはいえない。	未公表※	
56-2	東京高裁	平17(ネ)1321号	2005	パチスロ機火災事件	パチスロ機製造販売業者	電源表示製造業者、電源製造業者、電源販売業者	1 審原告が原審の取り消しを求めて控訴した。ただし、控訴人は原審の予備的請求（製造物責任に係わる請求を含む）に係わる部分の請求は取り下げている。	61億4774万円	棄却	2006/1/18		0万円	(甲) 1. 電源表示製造業者、製造業者の債務不履行の有無 2. 電源表示製造業者の債務不履行とパチスロ機製造販売業者の損害との因果関係の有無 3. 電源販売業者との覚書に基づく損害賠償請求の当否	原判決は正当である。	未公表※
57	大阪地裁	平14(ワ)1962号	2002/3/1	オープンレンジ火傷事件	オープンレンジの購入者	輸入販売業者	被告が製造したガスオープンレンジについて、人体にやけどを負わせるような欠陥があり、被告は製品の安全性を確保すべき注意義務にも違反しているとして、製造物責任または不法行為に基づき改修工事代金や慰謝料等の損害賠償の支払いを求めた。	880万円	PL一部認容	2003/4/16	確定	110万円（改修工事等100万円、慰謝料10万円）	ガスオープンレンジの欠陥または過失の有無	本件オープンレンジは着火後30分の時点で53度、消火後15分の時点で80度となるため、家庭用ガス調理機器の日本工業規格が金属製のつまみ類の温度は60度以下としていることに照らして、製品が通常有すべき安全性を欠いている、すなわち、製造物責任法上の欠陥があるといふべきである。また、被告は製品の安全性を確保すべき注意義務があるにもかかわらず、上記のような問題点のある本件オープンレンジを特段の措置を施すことなく流通においたことは注意義務違反（過失）があるといふことができる。	未公表※

No.	裁判所	事件番号	提訴（控訴等）年月日	事件名	原告・被控訴人	被告・被控訴人	提訴（控訴等）内容	請求額	判決結果	判決（和解）年月日	確定控訴等	認容額（和解額）	争点（損害額を除く）	判決内容	出典
58-1	鹿児島地裁	平14(ワ)322号	2002/4/22	自動車ギア発火炎上事件	出火した自動車の所有者	自動車製造業者、自動車販売業者、自動車整備業者	高速道路走行中に車が出火したのは、販売業者のタイヤ交換における注意義務違反及び製造業者の取扱説明書の指示・警告上の欠陥が原因であったとして、自動車製造業者、販売業者及び自動車整備業者に対して、製造物責任、債務不履行、不法行為に基づき提訴した。	299万円	他の責任認容	2005/10/26	控訴	209万円（製造業者の製造物責任は否定）	1. 事故の原因は何か 2. 自動車製造業者の製造物責任の有無 3. 自動車販売業者の債務不履行又は不法行為責任の有無 4. 自動車整備業者の債務不履行責任の有無	1. 事故の原因について 前輪2輪のみのタイヤ交換をしたために、前輪と後輪との間に外径差が生じたことが少なくとも一因となって発生している。 2. 自動車製造業者の製造物責任 不適切なタイヤ交換によって車両火災が発生する危険があることを警告する指示警告がない点は、やや問題と言うべきであるが、「指定サイズおよび同一種類以外のタイヤ・ホイールは絶対に取り付けしないで下さい。不適正なタイヤを取り付けると安全性が損なわれ思わぬ事故につながるおそれがあります」との説明があり、不適切なタイヤ交換の危険性に関する指示・警告として不相当であるとは認められない。従って、被告自動車製造業者に製造物責任（指示・警告上の欠陥）があるとする原告の主張は理由がない。 3. 自動車販売業者の責任の有無 原告とは直接の契約関係にない者に対して上記のような債務を負うことはないため、被告自動車販売業者に債務不履行による損害賠償責任は認められない。しかし、当該自動車を販売した会社の従業員としては、その質問事項が安全性に関わるものである点からしても、当然これに対して適切な対応をおこなうべき職務上の注意義務を負うものであるが、従業員の対応が注意義務に違反するものであることは明らかであり、被告自動車販売業者に使用者責任がある。 4. 自動車整備業者の責任の有無 被告自動車整備業者と原告とは直接の契約関係にないのであるから、同被告が原告に対し契約上の義務を負担していたことを前提に、被告自動車整備業者に債務不履行責任があると原告の主張は失当である。	未公表※
58-2	福岡高裁	不明	2005/11/8	自動車ギア発火炎上事件	不明	不明	不明	不明		-	係争中	-	-	-	未公表※
59	広島地裁	平14年(ワ)954号	2002/6/6	幼児用自転車傷害事件	けがをした幼児	自転車製造業者	原告（5歳）が幼児用自転車に乗っていたところ、ペダル軸の根元から飛び出していた針状の金属片（ばり）により、膝窩部裂挫傷の傷害を負い、傷跡が残ったとして、自転車製造業者に対し製造物責任法に基づき損害賠償を求めた。自転車は販売業者（その後倒産）にて最終組み立てして原告に引き渡された。	315万円	PL一部認容	2004/7/6	確定	122万円	1. 設計上の欠陥の有無 2. 指示・警告上の欠陥の有無	たしかに高さ10mmに近いばりが発生する可能性があったが、レンチの取っ手部分に55kgというかなり強い力を加えることをせずに、被告が組立マニュアルで明記した締付トルクで取り付けていたならばこのようなばりが発生することはないこと等を総合勘案すると、設計、製造上の欠陥があったとまでいうことは困難である。ただし、組立マニュアルには締付トルク値の指定についての記載があったにとどまり、締め付け過ぎによるばり発生危険について注意を促したり、組立て後の点検の際にばりを除去するよう指導する記載はなく、指示、警告の措置を講じたとはいえないことから、指示・警告上の欠陥といえる。被告は、所定の締め付けトルクで締め付けること及び組立後ばりを除去することは組立者の常識であり、特に本件自転車を含むJIS表示自転車は、組立整備士が組み立てることとされているのであるから、ばりが発生するような強さで締め付けることを被告が予見するのは困難である旨主張しているが、組立整備士の資格試験におけるペダル固定に関する判定基準としては「十分に締め付けてあること。」が挙げられ、締め付け過ぎを減点要因としていないこと、被告を始めとする自転車製造業者が作成している組立作業のマニュアルには締め付け過ぎによる弊害を指摘する記載がないこと、組立整備士の知識経験には初心者から熟練者まで幅があること等の点を考慮すると、被告の上記主張を採用するに足りる事実は認められない。	判例タイムズ1175号301頁、判例時報1868号101頁
60	盛岡地裁	不明	2002/6/17	フラワースタンド失明事件	失明した主婦	家具製造販売業者	原告が親戚から送られたフラワースタンドを移動させた際、先端の飾り部分が抜け、左目に刺さり失明した。	2,195万円	和解	(2002/12/2)		(不明)	-	-	未公表※

No.	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・被控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)内容	請求額	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(和解額)	争点(損害額を除く)	判決内容	出典
61	名古屋地裁	平14年(ワ)2803号	2002/7/8	輸入漢方薬副作用事件②	主婦	漢方薬輸入販売会社	原告が冷え性の治療のため、医師の処方により漢方薬を2年間服用したところ、腎機能障害により人工透析が必要になったとして、漢方薬輸入業者に対し製造物責任法に基づき損害賠償を求めた。	6,024万円	PL一部認容	2004/4/9		3,336万円 (製造物責任を肯定)	1. 本漢方薬の欠陥の有無 2. 原告が罹患した本件腎障害と本漢方薬の服用との因果関係 3. 消滅時効の成否	1. 本漢方薬の欠陥の有無 効能に比し副作用の重篤さは顕著であり、平成6年1月の時点で、アリストロキア酸を漢方薬として使用した場合にも腎障害が発症することを知り得た(事実上の推定参照)にもかかわらず、副作用として腎障害があることが表示されていない上、本漢方薬の効能は、アリストロキア酸を含まない別の漢方薬によって容易に代替できることが認められる。よって、本漢方薬は、製造物責任法上の欠陥を有する。 2. 原告が罹患した本件腎障害と本漢方薬の服用との因果関係(事実上の推定1-2-1参照) 3. 消滅時効の成否 治療費立替分に関する限り、被告の消滅時効の抗弁は理由がある。	判例タイムズ1168号280頁、判例時報1869号61頁、判例マスタ(2004-04-09-0004)
62	佐賀地裁 武雄支部	不明	2002/7/23	クレーン船冷蔵庫火災事件	クレーン船所有業者	ガス冷蔵庫製造業者	クレーン船搭載のガス冷蔵庫から火災が発生し、当該船の住居区画が焼損した。	2,444万円	和解	(2004/5/11)		(不明)	-	-	未公表※
63	東京地裁	平14(ワ)18411号・平15(ワ)7915号	2002/10/1	馬刺0157検出事件	第1事件:食品輸入業者 第2事件:食品販売業者、加工業者	第1事件:食品販売業者 第2事件:食品輸入業者	カナダから輸入した馬肉を購入した食品販売業者が、子会社である食品加工業者でそれを馬刺に加工して飲食店に販売したところ0157が検出された。 (第1事件)食品輸入業者が食品販売業者に馬肉の売買代金の支払いを求めたが、食品販売業者は製造物責任法による損害賠償債権との相殺の抗弁を主張した。 (第2事件)食品販売業者と食品加工業者は、食品輸入業者に対し、馬肉が0157に感染していたとして、販売業者は製造物責任法、不法行為、瑕疵担保責任、債務不履行、食品加工業者は製造物責任法、不法行為に基づく損害賠償を求めた。	第1事件(代金請求): 3,230万円 第2事件(製造物責任): 5億4235万円	(第2事件)棄却	2004/8/31		第1事件(代金請求): 3,230万円 第2事件(製造物責任): 0	(第2事件)馬肉が0157に感染されていたか	本件馬肉が0157に感染していたとの事実を認めるには足りず、本件馬肉が0157に感染していたとの事実の立証は尽くされていない。(事実上の推定1-2-1参照)	判例時報1891号96頁
64	横浜地裁	不明	2003/3/5 2004/2/17 増額申立	大型トラクタータイヤ直撃死亡事件	死亡した主婦の実母	トラクター所有者、製造業者、国	道路を走行中の大型トラクターからタイヤがはずれて転がり、歩道を歩いていた主婦とその子供2人が死傷した。調査により、車軸と車輪を接続しているハブの金属部品が破損し、タイヤがブレーキドラムごと外れていたことが判明した。原告は、被告が製造したトラクターの製造上の欠陥と国による車検のミスに原因があるとして提訴した。その後、「制裁的慰謝料」1億円など合計約1億6千万円の増額申し立てを行った。	550万円 1億6,550万円	-	-	係争中	-	-	-	未公表※
65	新潟地裁	不明	2003/3/26	ロードレース用自転車転倒事件	けがをした男性	自転車製造業者	原告がオーダーメイドで購入したロードレース用自転車で走行していたところ、走行中に突然ハンドルの支柱(フロントフォーク)が折れて転倒し、四肢に麻痺が残るけがを負った。	2億1,388万円	-	-	係争中	-	-	-	未公表※

No.	裁判所	事件番号	提訴（控訴等）年月日	事件名	原告・被控訴人	被告・被控訴人	提訴（控訴等）内容	請求額	判決結果	判決（和解）年月日	確定控訴等	認容額（和解額）	争点（損害額を除く）	判決内容	出典
66-1	大阪地裁	平15(ワ)3166号・平15(ワ)3583号	①2003.4.2、 ②2003.4.14 ①②併合 2003/4/30	健康食品違法添加物混入事件	健康食品購入者2名	健康食品製造業者（表示上の製造業者）、健康食品通信販売業者	原告が通信販売で健康食品を購入したところ、その後本製品に違法添加物が含まれていたため、食品製造業者とその子会社の通信販売業者を相手取り、債務不履行責任、不法行為、製造物責任に基づき購入代金と慰謝料を求めて提訴した。	①42万円 ②43万円	他の責任認容	2005/1/12	控訴	①2万円 ②2万円	1. 被告食品製造業者が、不法行為を負うか。 2. 被告食品製造業者が、債務不履行責任を負うか。 3. 被告食品製造業者が、製造物責任を負うか。 4. 被告通信販売業者が、不法行為を負うか。 5. 被告通信販売業者が、債務不履行責任を負うか。 6. 被告通信販売業者が、製造物責任を負うか。	1. 負わない。 2. 負わない。 3. 本製品以外の原告らの生命、身体又は財産が侵害された事実はないから、被告食品製造業者が、製造物責任法により損害賠償責任を負うことはない。 4. 負わない。 5. 負う。 6. 被告通信販売業者は、製造物責任法3条の製造業者等に該当するとは認められないから、製造物責任法により損害賠償責任を負うことはない。	判例マスタ (2005-01-12-0001)
66-2	大阪高裁	平17(ネ)432号	2005/1/20 2005/1/25	健康食品違法添加物混入事件	両者	両者	(不明)	(不明)	他の責任認容	2005/10/14	確定	①2万円 ②2万円	(不明)	(不明)	未公表※
67	東京地裁	不明	2003/4/7 盛岡地裁 二戸支部 2003/7/24 東京地裁移送	節電器 購入者 出火事件	節電器 購入者	節電器 販売業者、設置 工事業者、製造業者	製材工場の変電所に設置された節電器付近より出火し、工場の大半が焼失した。	2,750万円	-	-	係争中	-	-	-	未公表※
68	東京地裁	不明	2003/8/5	24時間 風呂死亡 事件	死亡した 女児の遺族	24時間 風呂製造業者	女児が祖父の家の浴室に設置されていた24時間風呂に入浴中、吸水口に髪が吸い込まれ、溺死した。	1億99万円	和解	(2005/12/20)	-	(不明)	-	-	未公表※
69	千葉地裁	平15(ワ)872号、平15(ワ)1065号	①2003.10.14 ②2003.12.8 ①②併合 (併合日不明)	折り畳み 自転車 転倒 事件	自転車 購入者 および その配 偶者	自転車 製造業者	原告ら（夫婦）が折り畳み自転車に乗車していたところ、1名がハンドルをとられて転倒したとして、自転車製造業者に製造物責任を理由として治療費、慰謝料等を請求した。	211万円	棄却	2005/1/31	確定	0万円	1. 事故の発生状況 2. 構造上の欠陥の有無	1. 事故の発生状況 ブレーキを小刻みにかけながら坂を下っていたこと、坂は相当程度の勾配があつて、ブレーキをかけながら走行する必要があること、坂を下りきったときに転倒したことが認められる。 2. 構造上の欠陥の有無 本製品には、一般的に車輪径が小さいことによる欠点はあるものの、走行安定性にかけるとかタイヤが横滑りするという通常有すべき安全性を欠いた構造上の欠陥があるものと認めることはできない。	未公表※
70	広島地裁	平15(ワ)60号	2003/11/20	チャイルドシート 死亡 事件	被害車 両を運 転して いた夫 婦	加害車 両運 転者 の妻 子（製 造物 責任 では ない） チャ イル ドシ ート 製 造 業 者	親が運転し生後11ヶ月の子が同乗していた自動車に、センターラインを越えてきた自動車が正面衝突し、子が死亡、運転していた親が傷害を負う損害を被ったとして、死亡した子の両親が、加害車両の運転者（事故により死亡）を相続した妻子に対し、民法709条ないし711条、自動車損害賠償保障法3条に基づき損害賠償を求めた。さらに原告は、事故時に子がチャイルドシートの肩ベルトから外れて投げ出されたのは、チャイルドシートに製造上及び設計上の欠陥があるとして、製造業者に対し製造物責任法に基づき損害賠償を請求した。	6,865万円	-	-	係争中	-	-	-	未公表※

No.	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・被控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)内容	請求額	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(和解額)	争点(損害額を除く)	判決内容	出典
71	大阪地裁	不明	2004/1/29	マンションシックハウス事件	マンション住民	マンション販売業者、施工業者、建材製造業者	新築分譲マンションに入居した住民20世帯46人が、入居後まもなく頭痛やのどの痛みなどを感じ、38人が専門病院で受診するなどシックハウス症候群の症状が出た。調査により、9割以上の住戸から国の指針値を超えるホルムアルデヒドが検出され、一級建築士による調査で、床下の建材に2001年7月に改正建築基準法により使用が規制されている建材が使用されており、ここから同物質が発生していることが判明した。原告らは、マンション販売業者及び建材製造業者を相手取り、損害賠償請求を起した。製造業者に対しては製造物責任法に基づく損害賠償を主張した。	3億円	不明	-	-	-	-	-	未公表※
72	横浜地裁	不明	2004/1/28	デジタルカメラ写真不良事件	カメラを購入した男性	カメラ製造業者	デジタルカメラの欠陥により、男性が旅行中に撮影した写真(489枚)が全て不良となり、1枚あたり1万円の修正費用がかかる、としてカメラ製造業者を訴えた。	489万円	和解	(2005/6/27)	-	(不明)	-	-	未公表※
73	東京地裁	平16(ワ)2664号	2004/2/6	ポンプ船舶沈没事件	回漕業者	ポンプ製造業者	原告がホームセンターでポンプを購入し、原告所有の汽船の船底に溜まった雨水等の排水を自動で行わせるようにして使用していたところ、汽船が沈没したのはポンプ内部のナットが外れたためにポンプが作動しなかったためであるとして、ポンプ製造業者に対し製造物責任または不法行為責任に基づき、沈没船に係る損害の賠償を請求した。	499万円	PL一部認容	2005/8/26	-	399万円	(不明)	(不明)	未公表※
74	岡山地裁	平16(ワ)209号	2004/3/8	エステ施術(美容器具)色素沈着事件	エステ施術を受けた女性	美容器具製造販売会社	美容器具を使用した腹部エステ施術を受けたところ、水膨れの状態となり、その後リング状の色素沈着の後遺障害が残ったとして、被告美容器具製造会社に対し、製造物責任及び不法行為責任に基づき、損害賠償請求した。	230万円	PL一部認容	2005/10/26	確定	30万円	被告は製造物責任法第3条または民法709条に基づき責任を負うか	本件施術によって火傷が生じた原因については、被告従業員から説明された方法で使用したにも関わらず、水ぶくれができたこと等より、本件美容機器には設計上の欠陥があった可能性もあると認められる(事実上の推定1-2-1参照)。また、火傷の恐れがあったにも関わらず、本件美容機器に添付されていた取扱説明書には、火傷に関する注意が十分記載されていなかったと推認される(事実上の推定1-2-1参照)。よって、本件美容機器は通常有すべき安全性を欠いていたといえるから、被告は、本件事故について、製造物責任法3条に基づき責任を負う。	未公表※
75	東京地裁	不明	2004/5/28	サイドボード負った女児及び両親	傷害を負った女児及び両親	家具製造業者	女児がサイドボードの下から3段目の引き出しを開け、衣服を取ろうとしたところ、サイドボードが倒れ、下敷きとなり、頭蓋骨骨折、脳内出血等の傷害を負った。	147万円	和解	(2005/8/22)	-	(不明)	-	-	未公表※
76	京都地裁	不明	2004/7/1	介護用電動ベッド死亡事件	死亡した女性の遺族	ベッド製造業者、介護保険サビズ事業者、介護用レンタル事業者	女性が介護用電動ベッドをレンタルし自宅で使い始めたところ、病気で腹が膨張していたため、背もたれを起こすと呼吸困難などの症状が現れるようになり、その後、寝たきりのまま心不全で死亡した。女性の遺族が、介護用電動ベッドの構造的欠陥で胸や腹が圧迫され、慢性呼吸不全で死期が早まったとして、被告に対して製造物責任法などに基づき提訴した。	8,637万円	-	-	係争中	-	-	-	未公表※
77	大阪地裁	不明	2004/7/15	肺ガン治療薬死亡事件①	死亡した男性の遺族	国、医薬品製造輸入販売業者	原告が肺ガン治療薬(抗ガン剤)を服用したところ、本医薬品の副作用(間質性肺炎)で死亡した。	3,300万円	-	-	係争中	-	-	-	未公表※

No.	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・被控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)内容	請求額	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(和解額)	争点(損害額を除く)	判決内容	出典
78	名古屋地裁	不明	2004/8/23	アマメシバ呼吸機能障害事件	健康食品アマメシバを購入し摂取した女性2人	アマメシバ製造業者、アマメシバ販売業者、その氏名が商品名の一部に付された者、雑誌でアマメシバを紹介した医学博士、雑誌出版社	健康食品として雑誌で特集されたアマメシバの加工食品を摂取したところ重篤な呼吸器機能障害を発症したのは、アマメシバに欠陥があったためとして、女性2人が製造業者に対しては製造物責任に基づき、また、その他の被告に対しては危険な製品の販売に荷担したとして不法行為責任に基づき、損害賠償を請求した。	1億886万円	-	-	係争中	-	-	-	未公表※
79	東京地裁	不明	2004/8/31	自動車制御不能衝突事件	乗車していた夫婦	自動車輸入販売業者、自動車販売整備業者	パワーステアリング・ボンブ交換の改善対策がされていなかったため、高速道路運転中、通常の運転操作を行っていたにもかかわらず制御不能となりガードレールに衝突した。	693万円	-	-	係争中	-	-	-	未公表※
80	富山地裁	平16年(ワ)289号	2004/9/9	無煙焼却炉火災事件	木製製品製造販売業者とその従業員	焼却炉製造業者	被告製造の焼却炉を購入して使用していた原告らが、発生した火災は灰出し口を開けるとバックファイヤーが発生するという設計上の欠陥およびそれを伝えていなかったという指示・警告上の欠陥が焼却炉にあったためであるとして、製造物責任法に基づき従業員の火傷及び焼損した工場に係る損害の賠償を求めた。	2,010万円	P.L認容	2005/12/20	-	2,010万円	1. 設計上の欠陥の有無 2. 指示・警告上の欠陥の有無 3. 従業員の火傷に対する責任 4. 火災の原因	1. 灰出し口は必要であり、また灰出し口を開けるとバックファイヤーが発生することはやむをえないため、設計上の欠陥があるとはいえない。 2. 焼却炉に詳しい者にとってはバックファイヤーが発生するおそれがあることは常識であるが、一般の人が使用することもありえること等から被告はその危険性について指示・警告する義務があった。ところが被告は原告にその旨を伝えていないことから焼却炉には欠陥がある。 3. 本件は自損事故ではなく、被告は原告従業員の火傷に責任がある。 4. 火災原因がバックファイヤーによる火災の噴出にあることは明らかであり、原告は相応の対処をしたと認められる。	下級裁判所判決情報
81	東京地裁	不明	2004/11/25	肺ガン治療薬死亡事件②	死亡した女性の遺族	国、医薬品製造輸入販売業者	原告が肺ガン治療薬(抗ガン剤)を服用したところ、本医薬品の副作用(間質性肺炎)で死亡した。	3,850万円	-	-	係争中	-	-	-	未公表※
82	福島地裁郡山支部	平16(ワ)302号	2004/12/27	はしご車昇降機落下事件①	消防組合	はしご車昇降機製造業者	原告が被告製造の本件はしご車の梯体点検及び清掃点検を実施するため、原告の組合員2名を本件はしご車の昇降機に搭乗させたところ、梯体の樹脂滑車の止め輪の外れ・変形、ワイヤーの外れ・切断等が発生して、昇降機が落下し、地面に激突して破損した。昇降機の落下により、搭乗していた組合員2名のうち1人が死亡、1人は重傷を負った。原告は、本件事故ははしご車の欠陥によるものとして、被告に対し、製造物責任法、あるいは債務不履行責任及び不法行為に基づき、死亡組合員の退職手当、弔祭料、事故に伴う人件費等の損害の賠償を求めた。	4,057万円	-	-	係争中	-	-	-	未公表※
83	京都地裁	不明	2005/1/26	折り畳み洗車台転落事件	傷害を負った男性	洗車台製造業者、洗車台販売業者	原告が折り畳み洗車台の上に乗って、修理作業をしていたところ、突然洗車台脚部最下段の棧が座屈したため、転落し、外傷性気胸及び肋骨骨折の傷害を負った。	149万円	-	-	係争中	-	-	-	未公表※

No.	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・被控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)内容	請求額	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(和解額)	争点(損害額を除く)	判決内容	出典
84	東京地裁	不明	2005/1/31	自動車ハンドルのリコール事件	死亡した夫婦の遺族	自動車製造業者、自動車輸入販売業者	自動車を走行中に、反対車線にはみ出してトラックと正面衝突し、乗っていた夫婦が死亡、子供が重傷を負った。当該自動車は、ハンドルの欠陥で、事故の5年前及び事故の翌月にリコールが行われている。	3億6,086万円	-	-	係争中	-	-	-	未公表※
85	大阪地裁	不明	2005/3/7	肺ガン治療薬死亡事件③	死亡した男性の遺族	国、医薬品製造輸入販売業者	原告が肺ガン治療薬(抗ガン剤)を服用したところ、本医薬品の副作用(間質性肺炎)で死亡した。	3,300万円	-	-	係争中	-	-	-	未公表※
86	大阪地裁	不明	2005/4/25	肺ガン治療薬死亡事件④	死亡した男性の遺族	国、医薬品製造輸入販売業者	原告が肺ガン治療薬(抗ガン剤)を服用したところ、本医薬品の副作用(間質性肺炎)で死亡した。	3,300万円	-	-	係争中	-	-	-	未公表※
87	仙台地裁	不明	2005/6/2	携帯電話火傷事件	火傷を負った男性	携帯電話製造業者	原告が携帯電話を、数回の使用時以外は、終日ジーンズの左前ポケットに入れていたところ、就寝中に左太ももが携帯の形に腫れ上がっているのに気づき、病院で水ぶくれと激しい痛みが生じる「2度」の熱傷と診断された。	224万円	-	-	係争中	-	-	-	未公表※
88	東京地裁	不明	2005/7/27 甲府地裁 2005/9/12 東京地裁移送	バター異物混入事件	菓子製造販売業者	乳製品製造輸入販売業者	海外の乳製品製造業者が製造し、被告が輸入したバターに、製造過程で異物を除去するフィルターが破損し、その破片が混入したことが判明し、原告は当該バターを使用した可能性のある菓子を自主回収する損害を負った。原告は、被告には製造物責任法上の「製造業者」としての責任があるとして、製品回収費用や慰謝料を求める訴訟を起こした。なお、原告は、本件とは別に、菓子の製造を原告に委託していた食品製造販売業者から約8,000万円の損害賠償を求められている。	6億241万円	-	-	係争中	-	-	-	未公表※
89	大阪地裁	不明	2005/7/29	肺ガン治療薬副作用事件	抗ガン剤を服用した男性	国、医薬品製造輸入販売会社	原告が肺ガン治療薬(抗ガン剤)を服用したところ、本医薬品の副作用(間質性肺炎)により、咳と高熱が続き一時的に呼吸ができないうちに陥った。	550万円	-	-	係争中	-	-	-	未公表※
90	福島地裁 郡山支部	平17 (ワ) 190号	2005/7/29	はしご車昇降機落下事件②	死亡した消防士長の遺族	はしご車製造業者	被告製造の本件はしご車の梯体点検及び清掃点検を実施するため、消防組合員2名が本件はしご車の昇降機に搭乗したところ、滑車が外れ、昇降機を上下させるワイヤが切れて昇降機が落下し、地面に激突して破損した。昇降機の落下により、搭乗していた組合員2名のうち1人が死亡、1人は重傷を負った。死亡した組合員の遺族は、本件事故ははしご車の欠陥によるものとして、被告に対し、製造物責任法、もしくは債務不履行責任及び不法行為に基づいて損害賠償を求めた。なお、日本消防ポンプ協会を事務局とする委員会の事故報告書では、「昇降装置の樹脂製滑車に構造的な欠陥があり、またワイヤの強度能力も欠けていた」との調査結果が出ている。	9,868万円	-	-	係争中	-	-	-	未公表※

※刊行物及び把握している限りで判例データベース上に判決文が公開されている事案を除いては、出典を未公表(公刊物未登載)とする。